



③

0007531-000

特276-77

行政官を志す人のために

笠井英一・著

現人社

昭和8

ABH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので

行政官を志す人々のために

435

26
79

明276
77

内務省事務官
法學士

笠井英一著



行政官を志す人のために



東京

現人社

634-191

目次

第一章 行政官とは何ぞや……………三

一、官吏……………三

二、官吏の種類……………七

三、行政官……………九

第二章 行政官の種類……………三

一、中央官制……………三

二、地方官制……………三

目次

三、殖民地官制 …… 二四

第三章 任官と資格要件 …… 二六

一、官吏の任官、補職 …… 二六

二、官吏たるの資格要件 …… 二七

三、各種特別任用規定 …… 二八

第四章 官吏たる資格を得る方法 …… 二八

一、學 校 …… 二八

1 判任官たるに必要な學校 …… 二九

2 高等官たるに必要な學校 …… 三〇

3 特殊學校 …… 三一

二、試 験 …… 三〇

1 一般試験 …… 三〇

2 特殊試験 …… 三一

第五章 官吏の権利(待遇) …… 三二

一、身分上の権利 …… 三二

二、財産上の権利 …… 三二

1 俸 給 …… 三二

2 加 俸 …… 三二

3 恩給及び退官賜金 …… 三三

第六章 結 論 …… 三三

行政官を志す人のために

第一章 行政官とは何ぞや

一、官

吏

立憲制度に則る憲法政治が布かるるに至り、我が國に於ても天皇の大權の下に、其の統制に従ひ國民利福の爲めに、立法權、司法權及び行政權が帝國議會、裁判所及び行政官府の各憲法上の機關に依りて分掌せらるることとなつた。行政權と裁判權とが混淆せられた封建時代とは違つて、現代に於ては行政官の意義も其職務權限の範圍も共に明瞭になつたのである。我が國力の發展、産業の勃興、文化の進展に連れ、之に伴ふ國家行政事務の範圍が擴大するに従つて種々の行政官廳又は行政官が設けらるるに至つたのである。官尊民卑の風は我が國古來よりの傳統的な思想で、現今では此思想も些か變り行く傾向があるも

何んといつても我が國はまだ官吏禮讃の國柄である。胸に青雲の志を懷き、國家奉公の念に燃ゆる青年諸子の將來進出活躍すべき一大分野が官界であることは言を俟たない。

一口に官吏と言つてもいろいろ種類があり、階級がある。上は總理大臣から下は一判任官に至るまで、何れも國家の官吏で、直接間接、天皇に隸屬して國家の事務を分掌する任務を負ふてゐるのである。官吏とは何ぞやといふことを法律上説明しやうとすると、専門的に説明しなくてはならなくなるし、又之を詳細に此處で説明することは本書の目的ではないが、本書の讀者が行政官を志望する人々である以上、簡単に官吏の概念だけを述べて置く必要がある。

苟も此處に大日本帝國といふ國家が存在し、上に萬世一系の天皇がましまして國家を統治し給ふには、直接間接、天皇の手足となつて國政に參與する者がなければならぬ。又國防の必要上軍隊が置かれてあり、天皇が軍隊を統帥し給ふには、天皇の統帥權の行使を御助けする人がなければならぬ。斯の如く、天皇の國家の統治又は軍隊の統帥を御助けする者を國家の機關といひ、其の國家の機關たる者の大部分は官吏である。私が茲に國家の機

たる者の大部分は官吏であると云つたのは、國家の機關たるものが必ずしも官吏ではないからである。例へば帝國議會の議員、船舶内に於て警察權を行ふ船長、國家の行政事務の一部を擔任する市町村長、或限られた一つの仕事のみをする者既に選舉立會人、破産管財人、所得稅調査委員、醫師試驗委員、臨時法制審議會委員の類は、國家の事務に參與するものであるが官吏ではない。官吏とは一身を捧げて國家の爲に盡す者でなければならぬのである。而も天皇の任命に依つて官吏としての身分を取得したものでなければならぬ。又實際に於て官吏と名のつく者は總て天皇から任命せられるものである。如何に下級の官吏と雖も其の身分は天皇の任命に依つて官吏たるものである。此處が市町村の吏員とが議員と異つて居るところで、官吏の強味であり、官吏の身分の尊い所以である。従つて官吏は國家に對して「一身を捧げて忠實に服務すべき義務があり、國家の命する處に従つて無定量の勤務に服すべき義務があるのである。」

故に官吏と國家との關係は會社と社員との關係のやうに單純な雇傭關係ではない。又同じ國家の使用人であつても筆生、使丁、職工の如きは其の使用主たる國家との關係は、普

通の雇傭関係であるから、官吏関係と趣を異にし、此等の者は國家に對して一身を捧げて忠實に服務すべき義務を持つて居ない。要するに國家と官吏との關係は單純な使用主、使用人の關係でなく、又單純な經濟的關係に止まるものでもなく、封建時代に於ける武家の主従關係のやうに、相互に倫理的な關係を多分に含んで居るのである。従つて官吏たる者の國家に對する考も、他の使用人が使用主に對する考と自ら異つて來て居るので、國家としても官吏を遇するにそれだけ厚きを加へて居るのである。俸給の如きも、會社の社員が、會社から貰つてゐるのは勞務に對する報酬としてあるが、官吏の俸給はそうではない。それは國家が官吏としての身分及地位を保たしめる爲に、又勤務に差支なからしめる爲に給與するものである。又國家は退職後の官吏に對しても、其の退職官吏たるの品位を保たしめる爲に恩給を與へ、遺族には遺族扶助料を給してゐるのである。又永年勤績して國家に功勞のあつた官吏には位階勳等を授け、其の名譽を表彰して居る。依つて以つて官吏たる者をして其の一生を國家に捧げ、安んじて忠實に其の勤務に服さしむるやうにしてあるのである。故に官吏たらんとする者は、よくこのことを心に置き國家と生死を共にするるのである。

るの覺悟がなければならぬ。さればこそ國家としても其の人の一生を完全に保證して居るのである。

二、官吏の種類

官吏の種類には種々あるが、大別すると文官及武官となる。文官には行政官、司法官、外交官、領事官、教官、技術官等の別があり、武官には陸軍武官、海軍武官の別がある。

官吏を官等に依つて區別すると高等官及判任官となる。高等官は更に親任官、勅任官、奏任官の三に區別される。親任官とは原則として親任式を以て敍任する官で、宮中に於て天皇が御親ら親任書を交付される、高等官中の最高官である。親任官には内閣總理大臣、各省大臣、樞密顧問官、大審院長、行政裁判所長官、會計検査院長、朝鮮總督、臺灣總督等がある。勅任官以下高等官は一等から九等までに別ち、一等官及二等官が勅任で、三等官乃至九等官が奏任官である。判任官は一等から四等までである。

以上の外に待遇官といふのがある。夫々の身分地位に依つて勅任官、奏任官又は判任官に準ずるの待遇を受けるのである。公立學校職員、公立圖書官職員、地方測候所職員、警察官、地方産業に關する技師、技手等、癩療養所職員、戸長、巡査、消防手、看守、貴族院又は衆議院守衛等である。事務練習中の司法官試補等も亦待遇官である。此の外に等外官といつて判任待遇の官吏よりも低い待遇を受けてゐる待遇官がある。監獄押丁等である。又待遇官といつても實際上國家に對して何等勤務に服しないで、唯、公の儀禮等に際して官吏に準ずる待遇を與へられて居るものがある。日本銀行總裁、神佛各宗派の管長、帝國大學名譽教授、帝國學士院會員、前官の禮遇を給ふ國務大臣等之であるが、之等の人々は實際官吏たるの性質を備へてゐない。又名譽領事、名譽副領事等は外國人を任命するのであつて、之も純然たる官吏ではない。

以上官吏の種類に付て種々述べたが、本書に於て述べやうとするのは文官中の行政官（警察官に付ては拙著「警察官を志す人のために」に譲る）に付てあり、公立學校職員、地方技師、技手等の待遇官吏に付ても之を除外することとし、唯、各廳の雇員に付ては、

其の判任官たるの道程として、今日大學卒業者と雖も一度は通らなければならぬ實狀であるから、順序として各場合に應じて之を述べることとする。

三、行政官

文官には行政官、司法官、外交官、領事官、教官、技術官の別があることは曩に述べた通りである。然らば行政官とは何んな官吏であるか、茲に他の種類の官吏と比較して、行政官の職務や性質を述べ、併せて如何なる資格を必要とするかを簡単に説明しやう。

司法官 廣い意味で司法官とは民事、刑事の裁判に關與する官吏で、判事及検事が之である。判事又は検事になるには高等試験司法科に合格し、司法官試補として實務を修得し制規の試験に合格することを要する。高等試験でも行政科や外交科の試験に合格したのであれば、司法官になれる。然し一定の年限の間司法官をした者は行政科の試験に合格しなくても、行政官にはなれる。換言すれば、司法官からは中途から行政官に變ることは出来る

が、行政官からは絶対に司法官に變つては出来ない。

判事 検事の下に裁判所書記がある。裁判所書記になるには裁判所書記試験に合格しなければならぬ。

外交官 領事官、外交官とは大使又は公使となつて外國に派遣され、國家の代表者として直接に國際外交の衝に當る大使、公使及其の下に在つて外國に駐在し、大使、公使を補佐する大公使館書記官等を云ふのである。領事官とは外交官と同様に外國に派遣され、其の國に在留する日本臣民を保護し、其の利益を圖り、場合に依つてはその駐在國政府と種々の交渉をする任務を有する官吏である。外交官、領事官は共に高等官で、高等試験外交科試験に合格し、外交官補又は領事館補の過程を経て任命される。従つて行政官又は司法官から轉することは出来ない。然し支那に駐在し、主として警察事務に従事する領事官は、行政官からも轉することが出来る。されば此等の領事官は必ずしも外交科の試験を経ることを要しない。

外交官、領事官の下に外務書記生といふのがある。判任官で、外務書記生試験に合格し

た者の中から任用される。唯支那に駐在し主として警察事務に従事する外務書記生は、行政官からも轉することが出来る。現に警部又は警部補から外務書記生に轉じ、更に特別任用令に依つて領事官になつた者もある。

教官 教官とは官公立大學、各種専門學校教授、中等學校教諭、通信官吏練習所教官其他諸學校の教官として直接教育に従事する官吏である。教官となるには特別の學術技能を必要とするから、高等官に在つては高等試験委員、判任官に在つては普通試験委員の詮衡を経て任用される。高等試験又は普通試験に合格して居なくともよろしい。教官は原則として行政官に轉することは出来ないが、二年以上奏任教官の職に在つた者は、文部省内の奏任文官に任用することが出来る。之と反對に行政官からは特別の學術技能さへあれば、何時でも教官に任用されることが出来るわけである。

同じ教育に従事する官吏でも、學校長は教官ではないのである。故に學校長たるには高等官であるならば高等試験に合格するか、特別任用に依る者であれば、相當の年限を経過し高等試験委員の詮衡を経ることを要するのが原則である。然し教官任用の規定に依つて

任用するも差支へないのである。

技術官 技術官とは各廳の技師、技手を云ふので、之亦、特別の學術技藝を必要とする關係上、高等試験又は普通試験に合格することを必要とせず、高等試験委員又は普通試験委員の詮衡を経て任用される。技術官から行政官に轉じ、行政官から技術官に轉することは原則として出来ない。然し特別の學術技藝があれば別である。技師は高等官で、技手は判任官である。

行政官 行政官とは以上述べた司法官、外交官、領事官、教官、技術官以外の官吏で、

一般の行政事務に従事する官吏である。従つて行政官の範圍は頗る廣い。内務、大藏、逓信、農林、商工、文部、拓務等各省の官吏で、教官、技術官以外の大部分の官吏は行政官で司法省、陸軍省、海軍省等の官吏でも書記官、事務官、屬等は行政官である。又、鐵道、郵便局、税關、警察署、稅務署、航空局、鑛山監督局等の官吏も技術官以外は行政官である。帝國大學事務官等も亦行政官である。

以上述べたやうに、行政官は頗る廣い範圍に於て各官廳に公布され、凡そ官廳のあると

ころに行政官の居ないところは無いと云つて可なりであるから、其の職務は多種多様に涉つて居る。而も各廳の首腦者は、各省大臣を初めとして殆んど全部が行政官である。其の上、行政官たるの資格は各廳とも共通であるから、何れから何れへ轉ずるのも自由であり、其の廳の首腦者となるまで出世が出来るのであるから、官吏中で行政官ほど融通がきいて愉快な官吏はないといつてよ。

次に行政官が融通がきき、出世が出来る二三の例を擧げて見やう。

地方官

地方官とは一府縣の行政事務全部を統轄する府縣知事及其の部下たる官吏を云ふのである。地方官の權限に屬する事務は頗る多い。就中、議員選舉の執行、教育、社會及宗教、土木、賑恤救濟、警察、衛生、工場法施行、農工商森林水産等産業の保護、徴兵徵發其の他の軍政事務、府縣郡市町村等公共團體の監督等は其の主なるものである。されば地方官は其の職務地位から見れば一の小國王のやうなもので、地方長官たる知事の職務は封建時代の大名である。府縣の地域は大名の領地である。明治維新迄は各藩の大名は專制の君主

の如く、領内に於ける行政権は勿論、軍備、裁判等總ての公の権力は藩主たる大名の自ら統轄するところであつたのが、明治二年六月の藩籍奉還及び之に次いで行はれた明治四年の廢藩置縣に依つて、各藩主の私有たる土地人民を朝廷の直轄とし、新に府縣官制を定め地方長官として知事を任命したのである。であるから、今日に於ても地方長官は、其の地方に於ては非常な權力を有し、縣民の尊敬を受けて牧民官又は良二千石と云はるる程である。

知事の下に内務、學務、警察の三部がある（三府其他大府縣には必要に應じて三部の外に土木、産業等の部がある）。各部に部長があつて、府縣書記官を以て之に補してある。部長の下に課長がある。課長は多く事務官又は警視である。課長の下に事務官、屬、警部警部補等がある。事務官は高等官で、屬、警部以下は判任官である。夫々分掌せられたる職務に従事する。知事は行政官廳として國家の意思を外部に向つて發表し、府縣令を定めることが出來、必要に應じて出兵を請求することも出来る。而して之等の實際の仕事は部長又は課長が爲し、其の部下たる事務官、屬、警部等が計畫に參與するのである。故に場合

に依つては、一課長、一屬官が國家の意思を定む。法令たる府縣令を立案することが出来るのである。立案者としては、それが部長、知事の決裁さへ経れば直に外部に發表され、數十萬、數百萬の民衆をして自己の意に服さしめるのであるから、甚だ愉快なことではないか。或は後々までも「あの規則は俺が立案したのだ」と自分でも思ひ「あの事業は、實際何々氏が計畫したのだ」と云はるることもある。而してそれが世を益し、國利民福を増進しつゝあるのだと思へば、誠に愉快此上もない仕事であると云はなければならぬ。

知事の下に支廳長、警察署長、消防署等の獨立官廳がある。事務官、警視、警部、警部補、消防司令、消防士等が之に充てられるのである。支廳長、警察署長、消防署長等は知事の指導監督を受けては居るが、何れも獨立の官廳であるから、自己の意見を國家の意思として外部に發表し、殊に警察署長は拘留、科料の言渡を爲す権限を持つて居る。行政官でなくては與へられない権限である。

然らば此の地方官になつて、知事なり、内務部長なり、警察部長になるには如何にすればよいか、之は後に詳しく述べるが、要するに下級の一屬官から昇つて行くのである。王

公宰相豈種あらんやで、誰しも始めから知事なり、部長なりに成るのではない。大學を出ても最初は、屬官か或は雇員から漸次昇つて行くより外に方法はないのである。何處の府縣でも學校を出たばかりの者は、初任四十圓乃至五十圓の雇となる。警察部へ入れば巡查からたゞき上げなければならぬ。その代り資格さへあれば、少しの間辛棒すれば屬又は警部補に任官せられる。漸次其の事務に慣れるに従つて一方の主任となり、部下の屬又は雇員を使つて仕事するやうになる。警察部内に入つた者は警部になつて、警察署に於ける一係の主任になるか警察部の各課の次席になつて、重要な事務に参劃することが出来るやうになるのである。斯くして此處に數年間勤務し、成績の良い者から順次高等官になつて事務官又は警視となるのである。此處までは誰にでも成れる出身の道程である。之れは必ずしも大學を卒業する必要もなく、高等試験に合格しなくとも、特別任用令に依つて高等試験委員の詮衡を経ればよいのである。給仕から勉強して高等官になつた例は、昔から數へ切れない程ある。

高等官になれば府縣廳の課長か、支廳長か警察署長に任ぜられるのであるから、地方官

としては幹部級である。それより更に課長、支廳長、署長を歴任すれば書記官となること出来る。府縣の書記官は全部部長となるので、地方官としては最高幹部で、其の上は地方長官たる知事の外はないのである。

次に地方官の特色としては、甚だ融通のきくことである。警部から屬官になり、屬官から警部にもなれば、警視にもなり、事務官にもなれる。警視と事務官との間にも自由に交替することが出来るのである。又成績の優良な者は、地方事務官又は警視から、本省たる内務省の事務官等になり得るのである。地方の屬又は警部、警部補から内務省に入る例も澤山ある。又、甲の府縣から乙の府縣へも代ることが出来るのである。そればかりではない。行政官としては地方官でも、遞信、鐵道、文部、農林、商工等各省の何れの官吏でも資格が共通して居るのであるから、地方官から他の省の官吏となることも出来、他の省から地方官に轉することも出来るのであるが、之は例は尠い。然し絶無ではない。現に地方官の中で遞信部内から轉じて來た者もあれば、遞信局長から直に知事に轉じた例もあるのである。又地方官をして居た人で現に文部省の書記官をして居る人もある。檢事から警

察部長になつた人もある。現在の地方官中で検事から知事、内務部長、警察部長になつた人も相當ある。然し地方官から判事又は検事にはなれない。之は資格要件が異つて居るからである。

陸軍の憲兵將校から警視になる途も開けて居るのであるが、その實例は未だ尠い。憲兵の下士から警部になつた例はある。

各殖民地間に於ける地方官相互及内地、殖民地間に於ても、相互に融通がきくのである。従來の例によると、内地に於て地方官の大更迭があつた後には、必ず殖民地の官吏が動く之は内地、殖民地間に於て相互に入れ替へが行はれるからである。故に殖民地在勤希望者は、内地の官吏からでも自由に轉することが出来るのである。反對に、殖民地から内地へ歸ることも出来る。

以上の如く、地方官は多分に融通性を有して居り、實際によく動くのである。而して動く毎に少しづつ昇進して行く。そこで地方官は異動毎に「御榮轉を祝す」と云ひ、少し一箇所に永く留つて居ると「もうそろ／＼榮轉してもよい頃だ」と云ふのである。

少し長くなつたが、序に地方官の榮轉に付てもう少し述べて見やう。

府縣に一等縣、二等縣、三等縣の區別がある（但し之は官制上の區別ではない）。東京、京都、大阪の三府を初めとし、神奈川、兵庫、愛知、福岡、新潟、北海道等の大府縣を一等縣とし、其の他の府縣はその大小、人口、位置等に依つて、二等縣、三等縣の區別がある。初めて知事になつた人は多くは三等縣へ廻され、成績のよい人は順次二等縣の知事となり、二三の縣を廻つて居る中に、缺員が出来次第一等縣の知事として納まるのであるが成績のよくない人は何時までも、二等縣、三等縣ばかりをぐる／＼廻つて居るのである。二等縣、三等縣ばかりを廻つて居る人でも、休職にならずに調子よく行けば一等縣の知事となることが出来るのであるが、一等縣の知事を數年やると、警視總監か内務次官とかに拔擢せられ、退官後は貴族院議員に勅選され、政黨に關係あれば大臣にでもなれる。中には警視總監や内務次官にならないで、知事から直ぐに勅選になる人もある。然し之は、よほど永く一等縣の知事をやり、顯著なる功勞のあつた人でなければなれない。

二等縣の知事でも少壯有爲の士は、一等縣の知事にならない先に内務省の局長になる。

最初は神社局長とか衛生局長とかであるが、やつて居る中に再び知事に出たり、亦歸つて来て局長をやつたりして居る中に土木局長又は、地方局長になり、或は榮進して社會局長あたりになるのである。然し警保局長は従来は政務官と同様に取扱はれて居たから、政黨に關係がなければなれなかつた様である。その代り三等縣の知事からでも直ぐになれる。又内務省の課長から警保局長になつた例もある。尤も内務省の課長から直接他の局長となつた例もあるが、要するに内務省の局長は府縣知事と同列に置かれて居るので、唯、局長となるには餘程事務的才能がなければならぬのである。その代り、一度局長になつて置けば、其の手腕力量を認められ、將來の榮進に非常に都合がよい。

社會局の各部長は勅任であるから、官制上は知事と同列に置かれてある。府縣の書記官(部長)又は内務省の書記官(課長)が榮進してなるのである。而して社會局部長から知事に出て行くのが例である。

内務省の書記官と地方の書記官とは、官制上も事實上も同例に置かれてある。何れも相互に交替し、知事又は社會局部長に榮進して行くのである。地方の書記官も最初は順序上

三等縣の書記官となり、順次榮轉して一等縣の書記官になるのである。府縣の部長には内務、警察、學務の三部長があつて、事實上は内務部長が最高で、警察部長、學務部長の順序になつて居り、新任の書記官は大抵學務部長か警察部長に補せられ、内務部長は書記官中の古參者なるのである。従つて一等縣の内務部長となれば最早知事の候補者と云つてもよゝ。

事務官、警視の昇進も同様に考へてよいが、之は府縣の一等縣二等縣と云ふ様な種別により、知事、部長ほどに影響はなく、唯、其の補職たる課の重要なるか否かに依つて區別される位のものである。

屬官以下に就ては、府縣から府縣へ轉任することは餘まりないと言つてよい。大抵同一府縣内の各課、各警察署間を轉するので、其の間に漸次昇級して行つて、遂には高等官の候補者とせらるのである。

〇 總 官 吏

昔は東海道を旅行するのでさへも、駕籠で行つて宿を重ねて半月もかゝつたもので、其

の間には天龍川とか大井川を渡らなければならず、箱根山では雲助にいちめられるやうな危険を感じなければならぬのであつた爲に、旅に出るには親子兄弟水盃をして泣の涙で送らなければならなかつたものが、今日では東京から大阪へ行くに、超特急「つばめ」號によると僅か八時間で突破することが出来る。亦東京から北のはての樺太へ行くにも三日目には着く、朝鮮へ行くのでも東京から二日もあればいゝのだ。而して途中雲助に強迫される心配もなければ、川を渡る危険もなく、夜でも寝臺車に乗つて居れば、のほゝんとして寝て居る間に目的地へ到着することが出来、晝は窓外の景色を迎へ送りしつゝ、食堂車に入つて御馳走を食べ乍ら旅行することが出来るといふ結構な世の中で、鐵道こそは現代科學文明が吾人に與へた恩惠の最大なものといふことが出来る。現代人は鐵道のない社會といふことを想像することさへも出来なくなつて居る、それほど鐵道は今日世界の津々浦々まで通つて居るのである。而して我國の鐵道の幹線は勿論、支線の大部分が國有鐵道であるが故に、鐵道運輸の業務に従事して居る者の大部分も亦國家の官吏である。

鐵道官吏——それは考へてさへも愉快的な官吏ではないか。列車に乗務する車掌にしても

機關手にしても、其の任務こそ重いが、其の職務は極めて晴れやかで愉快である。更に最下級の列車ボーイにしても、乗客の手廻品の始末から小使のやうなことまでしなくてはならぬが、職業に貴賤の區別があるわけでもなし、その上、直接政治家、實業家、政府の高官等に接することが出来て好感化を受け、教訓を與へられ、それが大いに自己の修養ともなり他日立身出世の基礎となることがあり、それに相當の収入もあつて列車ボーイにして三萬圓位の貯金をしたといふ者さへあるとのことである。各驛に勤務する驛長、助役を始めとし、其の他の驛員即ち出札係、改札係、貨物係、小荷物係等に至るまで、職務は可成多忙ではあるが、日々數千から數萬の乗客をして安全に旅行せしめるといふ生きた仕事であり、自己の努力の効果が直接眼前に現はれる仕事であるから、他の机の上で紙に字を書く仕事よりは、幾倍かの愉快さがあるのである。而も夜間勤務をした翌日は休養が與へられるから、其の間に自己の修養を爲して出世の基礎を作ること出来るし、機關、電氣の方面の職務に従事して居る者は、自然と其の職務に興味を覚え、其中幾多の改良、發見を爲し、自己の名を世に現はすことも出来るのである。尙現業員には月に幾日かの休暇が與

へられ、鐵道のパスが給されるから、休暇の日には家族と共に一日を愉快に旅行することも出来る。之は鐵道官吏にして始めて與へられる特典である。

鐵道官吏の種類は、其の職務の性質に依つて事務の方面と技術の方面とに大別されて居る。事務の方面は庶務、經理、運輸等で、技術の方面は車輛、保線、建設等の係がそれである。事務の方がいいか、技術の方がいいかといふことは、技で一概に云ふことは出来ないが、技術の方は給料は高いが仕事はきまつて居り、榮進の途も或程度で留つて居る。技術師になつても勅任にたることは出来るが、最高の地位に立つて鐵道全體のことを切つて廻すのは、事務の方の官吏に限るの實狀である。従つて事務の方の官吏は初任給は低い、努力次第では局長、次官、大臣までも行けるわけである。又何れを志願するかは其の人の性格、特質をよく考へた上で、自己の性質にピッタリと合つた職務に従事しなければ駄目である。大臣、次官にまでなれるからと云つて、技術的才能の優つて居る人が事務官を志願するのは自己を考へないやり方で、甚だ損な方法である。而して最初事務官を志願したら、途中から技術官に轉することは不可能であり、技術官から事務官に轉するこ

とも出来ないから、志願者は此點をよく考へなければならぬ。

鐵道官吏志願者は最初は驛に勤務し、各種の實務に従事する。驛勤務の種類には出札、改札、電信、小荷物、貨物、信號、操車等の各係があり、その外車掌、機關手、機關助手等がある。右は何れも傭人又は雇員で、此等の係の人が昇進して判任官となれば、鐵道書記となり、助役となり驛長となる。驛長、助役は大きな驛へ行けば何れも高等官である。

鐵道官署には驛の外に鐵道局、運輸事務所、保線事務所、建設事務所、機關庫等があり而して最高の官署が鐵道省である。鐵道部内の各官署間は何れも共通で、鐵道官吏は何れから何れへでも轉任することが出来、轉任毎に漸次榮進して行くことは地方官と同様である。唯、鐵道官吏として特異な點は、鐵道運輸事務は一種の専門的事務で、例へ事務官と雖も他の官省の事務官を持つて來て置いてたのでは直ぐに仕事が出来るといふわけには行かない。此點は鐵道官吏の一の強味である。それだけ融通はきかないが、地方官のやうに簡単に之を休職又は免官して他人を以て置き替へることが出来ないから、それだけ鐵道官吏は地位が安全である。而も鐵道官吏は退官後と雖も役に立つ。即ち多くは地方の私設鐵

道會社等に於ては高給で雇入れるのである。蓋し私設鐵道會社でも、同じ人を雇ふのなら經驗のない人を雇ふよりも、鐵道に經驗のある人を雇ふに至るは當然のことで、さうかと云つて私設鐵道會社では政府のやうに經費が充分でないから、學校を經營して初から職員を子飼にするといふことは出来ない。従つて社員を求めやうとするには、どうしても鐵道省に於て充分に養成され、經驗を積んだ人を求めるといふことになるのである。之即ち鐵道官吏の強味の二である。

右に述べたやうに、鐵道運輸事務が専門的である關係から、鐵道省では職員を専ら子飼から育てることを目的とし、全國の鐵道局に鐵道教習所を設け、外部から志願者を募集し或は現在の職員を一定期間に入所せしめて、各専門の講師があつて職員の教育に努めて居る。教習所に關する詳細は後述するが、現に鐵道部内で働いて居る職員の殆んど全部は此の教習所出身者である。殊に鐵道教習所の専門部は鐵道教育機關の最高學府で、此處を出た者は何れも鐵道部内の幹部として、帝大出身の學士達と肩を並べて進出して居る。

通信官吏

通信官吏とは郵便局、電信局又は電話局等で働いて、専ら通信事務に従事する官吏である。我國の通信事業は、郵便、電信、電話で何れも政府の獨專事業であつて、鐵道のやうに民間經營を許さないから、此の通信事務に従事して居る者は、何れも國家の官吏である。而も、一本の手紙、一枚の葉書と雖も、日本全國の何處から出しても何處へでも着くやうに出來て居るのであるから、如何なる僻陬の地と雖も通信従業員の居ない所はない。通信事務はそれだけ範圍も廣く、大きな事業である。されば全國を通じて通信部内に働いて居る人の數は實に多い。故に通信事業は今後人口の増加し、文化が進むに従つて益々發達する事業で、不景氣だからと云つて事業を縮少し、従業員の減員を行ふなど、云ふことは絶對に出來ない仕事である。

通信事業は公益事業であり、全國何れの地へ行つても通信事業の及ばない所はないのであるから、全國何れの地にも通信従業員の居ない所はなく、且何れも地方民から相當の尊敬を受けて居る。地方に於ける郵便局長の地位は他の官署の長に比して、決して低いものでなく、如何なる三等郵便局長と雖も判任官の待遇を受けて居るのである。それが、二等

郵便局長から一等郵便局長になれば堂々たる高等官である。東京、大阪等の中央郵便局長となれば、高等官もいゝ方で、部下にも数人の高等官がある。而も此の郵便局長には誰でもなることが出来るのであるから、中には給仕、一通信事務員から出世した者も相當にあることは注意すべく亦心強い次第である。

逓信部内の仕事は右に述べた郵便、電信、電話の事務ばかりでなく、海運、航空のことも司つて居る。あの外國航路の何萬噸といふ船舶も、海員も逓信省の監督に屬し、空を飛ぶ飛行機のことも逓信省の事務に屬して居る。又絶海の孤島にある燈臺の看守も逓信事務の一つである。何と愉快なことではないか。されば、逓信部内には航空局、管船局、燈臺局など、云ふのがある。従つて逓信官吏となれば、此の廣大な仕事の何れでも自分の好きな事務に従事することが出来るのである。

次に逓信部内の官吏の種類、階級を述べて見よう。

逓信大臣、逓信政務次官、逓信次官、逓信參與官、郵務局長、電務局長、工務局長、管船局長、航空局長、電氣局長、經理局長、貯金局長、各逓信局長、簡易保險局長、燈臺局

長、電氣試験局長、高等海員審判所長、地方海員審判所長、逓信大臣祕書官、逓信書記官、通信書記官、逓信事務官、逓信技師、航空官、理事官、審判官貯金局支局長、一等郵便局長、一等電信局長、一等電話局長、(以上高等官)

逓信屬、逓信書記、通信書記、二等郵便局長、二等電話局長、逓信技手、燈臺看守、三等郵便局長、三等電信局長、逓信書記補、通信書記補(以上判任官)

右の諸官の中大臣は親任官であること勿論であるが、他の官でも本省の各局長、逓信局長、燈臺局長等は何れも勅任官である。

逓信部内には右の外に多数の通信事務員、工手、配達夫、工夫、職工等がある。何れも雇員又は傭人であるが、其の数が事業の性質上非常に多い。而して之等の雇員を養成する爲に逓信講習所があり、外部からも志願者を募集し、試験に依つて採用するのであるから實力あり勉強をする者に取つては、採用されることは極めて容易である。且鐵道と同様一旦採用されたならば、解職されることは滅多にないのであるから地位も安全である。且逓信講習所には高等科があつて其處を卒業すれば判任官の資格をも得られるのであるから、

出世の途も充分開けて居ると云はなければならぬ。尙その上に逡信官吏練習所といふ最高の職員養成所があつて、之も外部からの志願者を入學させ、卒業者は直に判任官として採用し、將來は高等官にまでなることが出来るのであるから、他の官廳とは大に趣を異にして居る。逡信官吏練習所は在學期間二箇年で、相當程度も高いから、此處を卒業した者で高等試験行政科を合格した者は可成ある。向上心ある青年には極めて好都合の設備であると云はなければならぬ。

逡信官吏の収入は他の官吏に比して非常に多い。本俸は高等官、判任官、雇員とも他の官吏と同様であるが、逡信の現業に従事して居る者には、本俸の外に勤務手当、特殊有技者手当、交通至難不便地在勤手当、夜勤料、船舶内在勤手当、在外局在勤手当等がある。又ボーナスも非現業員は年一回であるが、現業員には賞與に相當するものとして年四回の手当がある。

第二章 行政官の種類

行政官の中には如何なる種類があるかといふことは、前章で一二の例を擧げて置いたが廣く一般行政官志望者の爲に次に行政官の種類を擧げて見やう。

行政官の種類は官制に依つて定まつて居る。官制には中央官制、地方官制と、それから別に殖民地の官制とがある。官制の説明を茲で詳細に説明する必要はないが、大體官制に依つて定められた官には、どんなものがあるかといふことを述べなければならぬ。中央官制、地方官制、殖民地官制に分けて述べやう。

一、中央官制

中央官制は慶應三年十二月王政復古と共に定められ、最初總裁、議定、參與の三職を置いて諸政を總理せしめ、明治元年正月に三職の分掌を定め、議定參與をして内國事務、外國事務、海陸軍務、會計事務、刑法事務、制度寮の七科を分掌せしめ、同年二月更に三職八局職制を定めて、總裁、神祇事務、内國事務、外國事務、軍防事務、會計事務、刑法事務、制度事務の八局を置いたが、之は維新匆々の際に於ける臨時的のもので、中央官制は其の後五回に亘つて改正が加へられ、太政官、左大臣、右大臣の制度となり、又元老院、大審院といふ制度を定めて、元老院を立法機關、大審院を司法機關としたこともあるが、明治十八年に大改革が行はれ、それが今日の内閣制度の基礎となつたのである。此の改革に依つて太政大臣、左右大臣、參議、各省卿の制度は廢止され、内閣總理大臣及宮内、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務及び逓信の各省大臣を置き、總理大臣

及外務以下の各省大臣を以て内閣を組織することとした。而して宮内大臣は専ら皇室に關する事務を管理する任に有るものとして、内閣に列しないことにした。此時に初めて皇室の機關と國家の他の機關とを分離するの制度が定まつたのである。

各省官制は其後數度の改正に依つて今日の如く、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法文部、農林、商工、逓信、拓務厚生省の十一省となつたのである。

此處に注意しなければならぬことは、各省大臣は國務大臣としての資格と、各省大臣としての二つの資格をもつて居ることである。國務大臣として的大臣は、憲法上の直接機關で直接に天皇を補助し奉る任務を持つて居るのであるが、各省大臣として的大臣は、單に行政各部の長官である。本書で述べやうとするのは、無論行政各部の長官としての大臣のことである。

行政長官としての大臣の職務權は左の通りである。

(一) 主任事務に就て下級官廳を指揮監督すること。

(二) 部下の官吏を監督すること。

(三) 主任事務に付て省令を發すること。省令には百圓以内の罰金若くは料料又は三月以下の懲役、禁錮若くは拘留の罰則を附することが出来る。
次に各省は實際如何なる事務を分擔するかと云へば、左の通りである。

(一) 外務省

(イ) 外國に關する政務の施行

(ロ) 外國に於ける帝國商事の保護

(ハ) 外國在留帝國國民に關する事務

(ニ) 外交官及領事館の指揮監督

(ホ) 外交事務に關する關東長官の指揮監督

(二) 内務省

(イ) 神社、地方行政、議員選舉、警察、土木、衛生、地理、出版、著作権、賑恤、救済に關する事務の管理。

(ロ) 地方團體の監督

(三) 大藏省

(イ) 國の財政の總轄

(ロ) 會計、出納、租稅、國債、貨幣、預金、保管物、銀行、依託及無盡に關する事務の管理

(ハ) 地方團體及公共組合の財政の監督

(四) 陸軍省

(イ) 陸軍軍政の管理

(ロ) 陸軍軍人軍屬の統監

(五) 海軍省

(イ) 海軍軍政の管理

(ロ) 海軍軍人軍屬の統監

(六) 司法省

(イ) 裁判所及檢事局の監督



- (ロ) 檢察事務の指揮
- (ハ) 民事、刑事、非訟事件、戸籍、監獄、出獄人保護其の他諸般の司法行政事務の管理
- (七) 文部省
教育、宗教及學藝に関する事務の管理
- (八) 農林省
農、鑛山、地質及林野に関する事務の管理
- (九) 商工省
商、工、水産及工場法施行に関する事務の管理
- (十) 逓信省
(イ) 郵便、小包郵便、電信、電話及航路標識の管理
(ロ) 發電水力に関する事務の管理
- (ハ) 電氣、造船、水陸運輸事業、航空、船舶及び海員の監督

- (十一) 鐵道省
(イ) 國有鐵道の管理
(ロ) 私設鐵道の監督
- (十二) 拓務省
拓殖に関する事務

各省大臣の監督の下に各種の機關がある。即ち其主なるものを擧げて参考に供する。

- (一) 内閣總理大臣
法制局長官、賞勳局總裁、恩給局長、資源局長官、統計局長。
- (二) 外務大臣
外交官、領事官、日本專管居留地經營事務所。
- (三) 内務大臣
社會局、造神宮使廳、警察講習所、衛生試驗所、中央衛生會、保健調査會、都市

情報局

計費委員會。

(四) 大蔵大臣

造幣局、專賣局、醸造試験所、稅務監督局、稅關、稅務署。

(五) 陸軍大臣

教育總監部、築城部、陸軍技術本部、陸軍航空本部、軍馬補充部、陸軍運輸部、陸軍造兵廠、陸軍兵器廠、陸軍被服廠、陸軍繙絲廠、憲兵。 **馬場局**

(六) 海軍大臣

海軍教育本部、海軍艦政本部、海軍航空本部、水路部、海軍技術研究所。

(七) 司法大臣

刑務所。

(八) 文部大臣

帝國大學及直轄諸學校、**帝國圖書館**、中央氣象臺、臨時緯度觀測所、維新史料編纂會。

(九) 農林大臣

營林局、農事試驗場、蠶業試驗場、絹業試驗所、生糸検査所、花筵検査所、植物検査所、畜産試験所、種羊場。

(十) 商工大臣

特許局、製鐵所、工業試験所、水産講習所。

(十一) 逓信大臣

簡易生命保険審査會、海員審判所、航路標識管理所、貯金局、地方逓信官署。

(十二) 鐵道大臣

鐵道局、運輸事務所、建設事務所、保線事務所、改良事務所。

二、地方官制

地方官廳には普通の地方官廳と特別の地方官廳とがある。

普通の地方官廳とは北海道及府縣の官制を云ふので、曩に説明した地方官の項を参照せられたい。

特別の地方官廳とは鐵道省の下に於ける鐵道局、逓信省の下に於ける逓信局、郵便局、電信局、電話局、大藏省の下に於ける税關、稅務監督局及稅務署、農林省の下に於ける營林署等を云ふのである。

普通の地方官廳に付ては此處に説明を省略して、特判の地方官廳に就て、行政官志望者として知つて置かねばならぬことを、各省別に次に舉げて見やう。

(一) 大藏省

(1) 造幣局

大阪市北區新川崎町にある。局長は勅任官で、局長の下に總務部、作業部の二部がある。總務部は人事課と經理課とに別れ、作業部は彫刻、伸延、壓印、試金、鑄解、精製、工作の各工場に別れ、専ら技術のことを司る。

總務部の部員は行政官であるが、作業部の方は技術官である。

(2) 專賣局

中央の專賣局は東京市麹町區大手町にあつて、長官は勅任官である。長官の下に官房、事業部、製造部、經理部の各部があり、其の下に課長がある。課長以上は何れも奏任官である。全國の專賣局を統轄して居る。地方の專賣局は何れも此の專賣局長官の監督の下にあるのである。

地方專賣局の所在地は次の如くである。東京、水戸、宇都宮、高崎、郡山、仙臺、^{札幌}青森、^{青森}名古屋、金澤、大阪、岡山、廣島、坂出、徳島、福岡、熊本、鹿兒島。

(3) 税關

税關は横濱、神戸、大阪、長崎、門司、函館の各地にある。税關長の地位は勅任又は奏任である。税關長の下に監視部、港務部と總務、検査、會計、植物検査の各課がある。

各地に税關支署、監視署が置かれてある。役員は税關事務官、税關事務官補、税關監視、税關監吏等で、税關事務官は高等官、他は判任官である。

(4) 税務監督局

税務監督局は各税務署を監督するところである。局長は勅任官で、税務監督局は東京、大阪、札幌、仙臺、名古屋、広島、熊本の七ヶ所に置かれてあり、局長の下に總務部、直税部、關稅部、經理部、鑑定部の各部がある。各部長は何れも高等官である。税務署は税務監督局の下に置かれてあり、其の數は一監督局の下に少い所で十七個署、多い所で九十個署からある。税務署長は司稅官又は屬である。司稅官は高等官で屬は判任官である。

CII 司法省

司法省には裁判所、檢事局の外に刑務所がある。刑務所は官制上普通の刑務所と少年刑務所とに別れて居る。刑務所長は典獄又は典獄補を以て充てゝある。何れも奏任官である。典獄又は典獄補の下には判任官たる看守長があり、其の下には判任官待遇たる看守がある。

刑務所の下に刑務支所がある。刑務支所長は典獄補である。

刑務所の所在地は次の通りである。

(1) 内地

刑務所——(小菅、市ヶ谷、豊多摩、巢鴨、横濱、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野、新潟、京都、大阪、神戸、奈良、滋賀、徳島、高知、名古屋、三重、岐阜、金澤、広島、山口、岡山、松江、松山、長崎、三池、福岡、大分、熊本、鹿児島、宮崎、沖縄、宮城、福島、山形、秋田、青森、札幌、函館、網走、釧路)

少年刑務所——(小田原、川越、姫路、岡崎、岩國、久留米、盛岡、北海道、八王子)

(2) 朝鮮

刑務所——(京城、西大門、公州、太田、咸興、清津、平壤、新義州、海州、大邱、釜山、光州、木浦、全州)

少年刑務所——(開城、金泉)

(3) 臺灣

刑務所——(臺北、臺中、臺南)

少年刑務所(新竹)

(4) 關東廳

刑務所——(旅順)

(三) 文部省

文部省としては行政官の勤務する官廳は、帝國大學其他の直轄學校の外、圖書館、博物館がある位である。

天文台

(四) 農林省

(1) 營林局

營林局は青森、秋田、東京、大阪、高知、熊本の各地にある。營林局の下に各地に營林署がある。營林局又は營林署に勤務する行政官としては、山林事務官、屬、森林主事で、其の他は技師又は技手である。

營林局長の下には庶務、造林、利用、計畫等の各課があり、課長は事務官又は技師

である。

營林署長は大抵技術官たる技師又は技手で、其の下に屬又は森林主事があるのである。

(2) 農林省の管下には營林局の外に農事試験場、蠶業試験場、林業試験場、水産試験場等があるが、何れも技術官たる技師又は技手が勤務して居る。

(五) 商工省

(1) 製鐵所

我國に於て官設の製鐵所は福岡縣八幡市にあるもの一個所であるが、その規模の廣大なること全國の製鐵所中隨一である。製鐵所の長は製鐵所長官と云ふ勅任官で最も高級の行政官の一人である。長官の下に勅任技術官たる技監がある。

官制は長官の下に幾多の部があり、其の下に課がある。即ち次の如くである。

監理部 (檢定課、技術課)

總務部 (文書課、購買課、主計課、倉庫課、豫算課、決算課、運輸課)

販賣部 (第一課、第二課、第三課)

動力部 (蒸汽課、電氣課、電化課、戸畑動力課)

化工部 (骸炭課、第一副産課、第二副産課、爐材課、戸畑化工課)

條綱部 (大條課、鋼片課、中條課、小條課)

工作部 (計劃課、ロール課、第一工作課、第二工作課、第三工作課、戸畑工作課)

鋼板部 (等一製板課、第二製板課)

銑鐵部 (送風課、原料課、熔鑄課、戸畑製銑課)

製鋼部 (第一製鋼課、第二製鋼課、第三製鋼課、特殊製鋼課)

勞務部 (工場課、製鐵所教習所)

土木部 (第一土木課、第二土木課、築港課、建築課)

醫務部 (衛生課、病院)

東京出張所

二瀬出張所

大治出張所

製鐵所の規模は此の官制を見ただけでも、如何に廣大であるかが覗はれ、恰も一大製鐵王國の如き觀がある。

事業の性質上技術官の働く餘地が多くあるが、行政官として此處に活躍する餘地も充分ある。即ち總務、販賣、勞務の各部の如きは、事務官たる者の大に腕を振ふべき場所である。

(2) 特許局

特許局は全國に一個所で、東京市麴町區大手町にある。性質上中央官廳に屬すべきものであるが、商工省の監督に屬する關係上、序に此處に掲げることにする。

特許局長官の下に總務、審判、意匠商標、化學電氣、機械の各部がある。各部の下に課がある。課長以上は全部高等官である。特許局にも技術官の働く場所は多いが、行政官の働く場所も充分ある。

(3) 鐵山監督局

鑛山監督局は鑛山の採掘の許否を決定したり、其他鑛山の監督をする官廳で、次の各地にある。

東京、仙臺、大阪、福岡、札幌、其事務は局長の下に鑛政課、鑛業課、分析課等があつて分掌する。

(六) 遞信省

(1) 遞信局

遞信局は地方の郵便局、電信局、電話局を監督し、船舶、海員に關する事務管理を爲すの他、遞信局長は各郵便、電信、電話の各局員の身分進退に付ても權限を有して居る。即ち遞信省の大きな出張所の如き觀がある。

官制は局長の下に監督、經理、規畫、保險、庶務、工務、電氣の各課があり、別に海事部がある。局長は勅任官で、各課長は遞信事務官又は技師たる高等官である。

遞信局並に其の管下に於ける一等郵便局、電信局、電話局の所在は次の如くである。

東京遞信局

一等郵便局 (東京中央、東京鐵道郵便、横濱、横須賀、静岡、宇都宮、甲府、水戸、浦和、千葉、高崎、前橋、日本橋、濱松)

一等電信局 (東京中央、東京無線)

一等電話局 (東京中央、横濱中央)

名古屋遞信局

一等郵便局 (名古屋、長野、金澤、岐阜、豊橋、津、敦賀、福井、富山、松本)

一等電話局 (名古屋中央)

大阪遞信局

一等郵便局 (大阪中央、京都、和歌山、徳島、高知、神戸、姫路、伏見、奈良、

大津、神戸鐵道郵便、堺)

一等電信局 (大阪中央、大阪無線)

一等電話局 (大阪中央、京都中央、神戸中央)

廣島遞信局

一等郵便局 (広島、吳、岡山、下關、山口、鳥取、松江、高松、松山)

一等電信局 (下關)

熊本遞信局

一等郵便局 (熊本、長崎、佐世保、福岡、門司、小倉、久留米、大分、佐賀、宮崎、鹿兒島、那覇、熊本鐵道郵便)

仙臺遞信局

一等郵便局

(仙臺、新潟、青森、秋田、弘前、盛岡、山形、福島、仙臺鐵道郵便、

船舶)

札幌遞信局

一等郵便局 (札幌、函館、小樽、旭川、釧路、室蘭)

在外電信局 (上海、芝罘、青島)

(2) 海員審判所

海員審判所は東京に高等海員審判所があり、次の各地に地方海員審判所がある。所

長は大抵其所在遞信局の海事部長が兼務して居る。

東京、大阪、門司、函館。

(七) 鐵道省

鐵道省の管下にある大きな官署はなんといつても鐵道局である。鐵道省の大出張所たる點に於ては、遞信局の遞信省に對する關係とよく似て居る。局長の下に參事、副參事といふ官がある。參事、副參事は共に高等官にして、他の官廳の書記官、事務官に相當する。鐵道局長の下にある各課長、鐵道教習所長、運輸事務所及大きな驛の驛長は參事又は副參事を以て補して居る。

鐵道局の内部は運輸、庶務、經理、工作、運轉、改良、保線、電氣の各課に別れ、其の外に鐵道局教習所、運輸事務所、保線事務所、電力事務所、工場、鐵道病院等が置いてある。各驛及驛長以下の職員も亦鐵道局長の監督に屬するのである。

各鐵道局の所在地及其の管轄する運輸事務所、保線事務所、工場等は次の通りである。

東京鐵道局——東京市麴町區永樂町

運輸事務所 (新橋、上野、千葉、宇都宮、水戸)

保線事務所 (新橋、國府津、上野、千葉、宇都宮、水戸)

電力事務所 (新橋、上野)

工場 (大宮、大井、新小岩)

東京鐵道病院

名古屋鐵道局——名古屋市西區西柳町

運輸事務所 (名古屋、靜岡、甲府、長野、金澤、敦賀)

保線事務所 (名古屋、靜岡、甲府、長野、金澤、敦賀)

工場 (名古屋、濱松、長野、金澤)

名古屋鐵道病院

大阪鐵道局——大阪市北區大深町

運輸事務所 (大阪、湊町、岡山、福知山、米子)

保線事務所 (大阪、湊町、岡山、福知山、米子)

出張所 (高松、徳島、高知)

工場 (鷹取、吹田、後藤)

大阪鐵道病院

門司鐵道局——門司市大字門司

運輸事務所 (門司、下關、鳥栖、熊本、鹿兒島、大分、廣島)

門司鐵道病院

仙臺鐵道局——仙臺市清水小路

運輸事務所 (仙臺、福島、山形、秋田、青森、新津、盛岡)

保線事務所 (仙臺、福島、山形、秋田、青森、新津、盛岡)

工場 (郡山、盛岡、土崎)

仙臺鐵道病院

札幌鐵道局

運輸事務所 (札幌、函館、室蘭、旭川、釧路、野付牛、稚内)
 保線事務所 (札幌、函館、室蘭、旭川、釧路、野付牛、名寄)
 工場 (苗穂、五稜郭、旭川、釧路)
 札幌鐵道病院

三、殖民地官制

朝鮮

朝鮮に於ける最高官廳は、云ふまでもなく朝鮮總督である。朝鮮總督はその管轄區域たる朝鮮に於て諸般の政務を統理する。總督は所部の官吏を統督し、判任文官の進退を專行し、奏任文官文官の進退は内閣總理大臣を経て上奏する。其他所部の文官の叙位及叙勳に付上奏をする。

總督は親任官である。朝鮮總督は從來は陸海軍大將又は中將でなければならぬのであ

つたが、大正八年の官制改正に依つて文官でも差支ないことになつた。朝鮮總督は制令を發することが出来る。制令は法律に代るべき命令である。此點は大臣でさへ爲し得ない大きな権限である。其他に朝鮮總督府令を發することも出来る。府令には一年以上の懲役若は禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することが出来る。

總督の下には親任官たる政務總監が置かれてある。その下に總督官房及内務、財務、殖産、法務、學務、警務の六局と山林部とがある。各局長は勅任官で、その権限は頗る大きく、例へば内務局長は内地の内務大臣、財務局長は大藏大臣位に相當し、管内の各所屬官廳を監督するのである。

管内は十三道に別れ、各道に知事及び參與官があり、その下に部長及課長があること、内地の府縣と大體同様である。之が朝鮮に於ける普通の地方官である。

道の下に府、郡及島がある。府には府廳、郡には郡守、島には島司がある。府廳とは内地の市長のやうな官で、郡守は昔の郡長、島司は今の支廳長に相當する官である。何れも

奏任官である。

郡及島の下に面があつて、面長が置かれてある。面長は判任官又は奏任官の待遇を受ける官吏であるが、其の職務は内地の町村長に相當する。朝鮮には内地のやうに完全な自治制度が施かれて居ないから、内地の市町村長に相當する役は、何れも國家の官吏がやつて居るのである。府廳から事務官になつたり、事務官から府廳になつたりする。それだけ官吏の行くべき領域が廣いわけである。

朝鮮に於ける鐵道、遞信、專賣等の事務は何れも總督の權限に屬してゐるので、鐵道局遞信局、專賣局は總て總督の管轄下にあるのである。その内部組織は内地のそれと略同様である。

朝鮮には以上の外に中樞院といふのがある。内地の樞密院といつたやうなもので、朝鮮總督の諮詢に應ずるが爲めに設けられたのである。中樞院議長は政務總監がなつて居るが副議長及各顧問は朝鮮人である。

尙、朝鮮には朝鮮人の官吏が、内地人官吏と同様に働いて居る。警察官にも朝鮮人があ

り、知事の中にも六七人は朝鮮人が居る。郡守、面長の大部分は矢張朝鮮人である。朝鮮人の官吏だからと云つて内地人と少しも異るところなく、判任官は矢張り判任官であり、高等官も内地人同様の高等官である。唯、朝鮮人には文官任用令の適用の範圍が幾分異つて居るから、朝鮮人は高等試験を受けない者でも、どしどし部長から知事になつて行くのである。之には幾分政策的意味も加味されては居るだらうが、いくら朝鮮人だからと云つて無能の人を、さうどしどし高官に採用することはないのであるから、それが爲めに内地人官吏との融和を缺くと云ふことはない。

臺灣

臺灣に於ける各種官制は殆んど朝鮮の夫れと略ぼ同様である。總督は勿論親任官である。朝鮮總督と同様、元は陸海軍大將又は中將であることを要したのであるが、今は文官でも總督となることが出来る。

總督の下に總務長官がある。朝鮮の政務長官に相當するが、勅任である。

臺灣に於ける部局は、總督官房、内務、文教、財務、殖産、警務、交道、專賣の各局が

ある。交通局長の下に鐵道部及通信部がある。之は朝鮮の鐵道局及遞信局に相當する。臺灣の地方官制は略ぼ朝鮮と同様で、五州三廳にして、州に州知事、廳に廳長がある。知事は勅任であるが廳長は奏任である。然し其の職務の範圍及び權限は州知事と同様である。州及廳の制度は内地の府縣と略同様である。

州には郡及市がある。郡に郡守、市に市廳がある。之は朝鮮の郡守、府廳に相當し、郡の下に街及庄があつて、内地の町村に相當する。街長及庄長は最下級の地方官廳である。

關東廳

關東廳は長官の下に官房及内務、警務、遞信、專賣、殖産の各局があること他の植民地と同様である。

關東廳の地方官廳として民政署がある。民政署長は管内の一般行政及警察權を持つて居る。民政署の下に支署がある。民政署長は事務官であるが、支署長は警視を以て之に充てる場合もある。民政署は旅順、大連の二署あるが、支署は金州、普蘭店、貔子窩の三個所にある。民政署の中でも大連の署は最も大きく、署長は勅任である。

樺太廳

樺太廳の官制は大體内地と同様で、長官の下に官房、内務、警察兩部の外に農林部がある。長官は勅任であるが、部長以下は奏任である。

樺太が他の府縣と稍異なるは鐵道、遞信、森林に關する權限が長官にあることである。鐵道は長官の下に鐵道事務所があつて、事務官たる所長が之を管轄して居る。遞信は内務部長の下に遞信課なる一課があつて、遞信課長が長官の指揮を受けて、管内の郵便局を監督して居る。遞信課長は事務官である。

樞要の地に警察署があるのは内地と同様で、其の外に支廳及林務署がある。支廳長は奏任たる行政官であるが、林務署長は技師又は技手を以て之に充てゝゐる。

南洋廳

南洋廳は長官の下に庶務、財務、警務、拓殖、通信の各課があつて、各種行政事務を綜合して、勅任官たる長官が之を統轄して居ること他の植民地と同様である。各課長は事務官又は警視である。

パラオ、ボナベ、サイパンの各島に支廳があり、奏任の支廳長を置いてある。

第三章 任官と資格要件

一、官吏の任官、補職

官吏は如何にして任官されるか。

官吏の任官は一に天皇の任命大権によるのであつて、帝國の官吏たる者は何れも天皇の官吏である。唯、官等の如何によつて天皇が直接御任命になる官吏と、天皇の委任によつて間接に任命される官吏とがある。

任官は辭令書の交付に依つて行はれるのである。此の辭令書を官記と云つて、其の形式は高等官に在つては公式令に依つて一定して居る。之に依れば、

親任官の官記には親署の後御璽を鈐し、内閣總理大臣が年月日を記入して之に副署する。

親任官以外の勅任官には御璽を鈴し、内閣總理大臣年月日を記入して之を奉ずる。奏任官の官記には内閣の印を鈴し、内閣總理大臣年月日を記入して之を宣す。判任官以下の官吏は一般に其の任命権を本部長官に委任されてある。

任官に依つて今まで一私人であつた者が、茲に官吏たるの資格を得るに至る。例へば「任何々縣書記官」とか、「任何々縣屬」とかの辭令を交付されると、其の人は當日以後「何々縣書記官」又は「何々縣屬」となるのである。然し乍ら、之れだけでは其の何々縣書記官や何々縣屬は、何處へ行つて勤務してよいのか判らない。そこで補職といふことが必要になつて来る。「補内務部長」とか「補知事官房勤務を命ず」とかいつた類がある。官吏は補職に依つて初めて實際の職務に就くことが出来るのである。尤も官吏の種類に依つては補職と任官とが同時に行はれることがある。例へば何々大臣、次官、何々縣知事を云ふが如きである。之は官と職とが一つになつて居るからである。

二、官吏たるの資格要件

官吏となるには一定の要件を必要とする。第一に左の各項の一に該當する者は官吏となることが出来ない。

- (一) 死刑、無期又は六年以上の懲役若くは禁錮の刑に處せられたる者。
- (二) 六年未滿の懲役又は禁錮に處せられたる者及び舊刑法の禁錮の刑に處せられたる者で、其の刑の執行を終り、又は執行を受けることなきに至るまでの者。
- (三) 外國人

- (四) 歸化人、歸化人の子で日本の國籍を取得した者及日本人の養ふ又は入夫となつた者は、國務大臣、樞密院議長、副議長、顧問官、特命全權公使、陸海軍將官、大審院長、會計検査院長又は行政裁判長官となることは出来ない。

右に述べた各項に該當しない限り、女子又は未成年者も官吏となることが出来るかと考へ

なければならぬ。何となれば、特に男子と限ると規定されてある官の外、女子は官吏となることが出来ないといふ規定もないからである。女子で判任官又は高等官になつてゐる者は澤山ある。

次に官吏となるには、原則として一定の學歴があり又は一定の試験に合格した者でなければならぬことである。文官任用令には次の規定がある。

判任文官となるには左の資格の一を有することを要す。

- 一、中學校又は文部大臣に於てこれと同等以上と認められた學校を卒業した者。
- 二、高等試験令第七條に依り高等試験豫備試験を受くることを得る者（普通教育の科目に關し中學校卒業者と同等以上の學歴を有する者）。
- 三、専門學校例に依り法律學、政治學又は經濟學を教授する學校に於て三年の課程を履歴し、その學校を卒業したる者。
- 四、普通試験に合格したる者。
- 五、高等試験に合格したる者。

- 六、二年以上文官の職に在りたる者。
- 七、四年以上雇員たる者。

奏任文官は左の資格の一を有することを要する。

- 一、高等試験行政科試験に合格したる者。
- 二、高等試験外交科試験に合格し、二年以上外交官又は領事官の職に在つた者。
- 三、二年以上判事又は檢事の職に在つた者。
- 四、(略)

二年以上奏任教官の職に在つた者は、之を文部部内の奏任文官に任用することが出来る。

勅任文官は左の資格の一を有することを要する。

- 一、文官任用令第五條第一項の定むる奏任文官資格を有し
- (イ) 一年以上勅任文官の職に在つた者、又は
- (ロ) 奏任文官として二年以上高等官三等の職に在つた者。

二、文官任用令第五條第一項の奏任文官資格がなくとも

(イ) 二年以上勅任文官の職に在つた者、又は

(ロ) 奏任文官として二年以上高等官三等の職に在つた者で、高等試験委員の銜を経て勅任文官となすも妨なしと認められた者。

陸海軍將官は各その部内の勅任文官に任用せらるゝことを得る。

教官、技術官、その他特殊の學藝技術を要する文官に任ぜらるゝ者は、高等官に在つては高等試験委員、判任官に在つては普通試験委員の銜を経て、教官となるに妨げなしと認められた者であることを要する。

官立學校長となるも亦同様の銜を経てきた者なることを要する。

三、各種特別任用規定

官吏は原則として右に述べた規程に依つて任用されるのであるが、此の外に奏任文官特

別任用令、判任文官特別任用令に依ると、右に列擧した資格がなくとも奏任官又は判任官に任用することが出来る。即ち左の如くである。

奏任文官特別任用令

左に掲ぐる奏任文官は五年以上判任官の官に在職して、行政事務に従事し、判任官五級俸以上の俸給を受けた者から、高等試験委員の銜を経て之を任用することが出来る。

外務理事官

造神宮主事

外務省警視

主税局事務官

土木事務官

專賣局副參事

都市計畫地方委員會事務官

營繕管財局事務官

職業紹介所事務局事務官

稅務監督局事務官

廢病院事務官

司稅官

健康保險署事務官

關稅官

任官と資格要件

神宮衛士長
陸軍監獄長
海軍事務官
海軍監獄長
司法省事務官
裁判所書記長
供託局事務官

典獄
典獄補

航空研究所事務官

産業組合事務官

農林省山林事務官

營林局山林事務官

陸軍事務官

度量衡事務官

製鐵所副參事

遞信省事務官

貯金局事務官

簡易保險局事務官

遞信局事務官

通信事務官

鐵道省事務官

鐵道局副參事

朝鮮總督府土木事務官

朝鮮總督府山林事務官

朝鮮總督府醫院事務官

任官と資格要件

營林署山林事務官
朝鮮總督府遞信副事務官
朝鮮總督府鐵道局副參事
朝鮮總督府專賣局副事務官
朝鮮總督府營林署山林事務官
朝鮮總督府稅關關稅官
朝鮮總督府裁判所書記長
朝鮮總督府典獄
朝鮮總督府典獄補
朝鮮總督府濟生院主事
朝鮮總督府林野調査委員會副事務官
朝鮮總督府道理事官
朝鮮道立醫院事務官

朝鮮總督府道警視

朝鮮總督府理事官

朝鮮總督府郡守

朝鮮總督府島司

臺灣總督府土木事務官

臺灣總督府典獄

臺灣總督府典獄補

臺灣總督中央研究所事務官

臺灣總督府專賣局副參事

臺灣總督府法院書記長

臺灣總督府交通局副參事

臺灣總督府廳長

臺灣總督府地方理事官

朝鮮總督府府廳	臺灣總督府警視
臺灣總督府地方警視	南洋廳事務官
關東廳理事官	南洋廳警視
關東廳警視	貴族院守衛長
關東廳典獄	衆議院守衛長
關東廳典廳補	警視廳事務官
關東廳遞信副事務官	警視廳警視
關東廳專賣局理事官	警視廳消防司令
樺太廳專賣局理事官	北海道廳事務官
樺太廳事務官	北海道廳警視
樺太廳鐵道事務官	地方事務官
樺太廳通信事務官	地方警視
樺太廳支廳長	

樺太廳警視

委任文官特別任用令

一、警部及警部補

1、各廳警部及警部補

二年以上各廳巡查の職に在りて、學術試験及實務考査に合格した者から之を任用する。

2、外務省警部及警部補

前項の規定に依るの外、外務書記生たる資格を有する者又は二年以上外國在勤巡查の職に在り、普通試験委員の銓衡を経た者から之を任用する。

3、蕃務に従事する臺灣總督府内の警部及警部補

第一項の規定に依るの外二年以上蕃地に於て蕃務に従事する臺灣總督府内の巡查雇員又は囑託員の職に在り、普通試験委員の銓衡を経た者から之を任用する。

二、消防士

各廳消防士は各廳消防機關士の職に在り、若は二年以上判任官待遇の各廳消防手の職に在り、學術試験及實務考査に合格した者、又は各廳の警部若くは警部補の職に在つた者の中から之を任用する。

三、神宮衛士副長

三年以上神宮衛士の職に在り、普通試験委員の銓衡を経た者から之を任用する。

四、貴族院守衛副長

衆議院守衛副長

三年以上貴族院又は衆議院の守衛の職に在り、普通試験委員の銓衡を経た者から之を任用する。

以上の外奏任官及判任官の特別任用に關しては、各官職毎に特別任用規程がある。

宮内官特別任用令

一、宮内奏任官は左の資格の一を有する者から之を任用する。

(一)高等試験行政科試験に合格した者。

(二)二年以上宮内奏任官又は奏仕文官の職に在つた者、但し特別の任用規程に依り在職した者及教官、技術官の在職年數を除く。

二、宮内判任官は左の資格の一を有する者から之を任用する。

(一)學習院中等科を卒業した者。

(二)中學校又は文部大臣に於て之と同等以上と認定した學校を卒業した者。

(三)高等試験令第七條の規定に依り高等試験豫備試験を受くることを得る者。

(四)専門學校令に依り法律學、政治學、行政學又は經濟學を教授する學校に於て三年の課程を履修し、其の學校を卒業したる者。

(五)普通試験に合格した者。

(六)高等試験に合格したる者。

(七)二年以上宮内官又は文官の職に在りたる者。

(八)四年以上雇員たる者。

三、左に掲げた宮内官は前項の資格を有ない者でも、宮内官審査委員の銓衡を経て之を任用することが出来る。

侍 醫 頭

皇宮警視及皇宮警部

侍 從 次 長

式 部 次 長

掌 典 次 長

陵墓監及陵墓守長

皇后宮事務官

皇太后宮事務官

別 當

皇族に分属する宮内事務官及宮内属

四、左に掲げた宮内官は宮内官審査委員の銓衡を経て之を任用する。

宮内省翻譯官

侍從及内舍人

式部官、主獵官、獵場督守長及鷹師

掌典、内掌典及掌典補

樂部長、樂長及樂師

圖書寮編修官及圖書寮編修官補

侍醫、侍醫補、醫員、藥劑師長、藥劑師及藥劑員



主膳監及主膳

帝室博物館鑑査官及帝室博物館鑑査官補

學習院教授及學習院助教

女子學習院教授及女子學習院助教

李王職典祀、李王職典祀補、季王職典醫、李王職典醫補及李王職通譯

技師及技手

臨時帝室編修官長、臨修帝室編修官及臨時帝室編修官補

五、宮内判任官にして五年以上在職し、三級俸以上の俸級を受くる者は、宮内官考査委員の銓衡を経て帝室會計審査官補又は帝室林野局事務官補に任用することを得る。

帝
帝國圖書館長司書官及司書委用規程

一、帝國圖書館長は一年以上帝國圖書館司書長の職に在つた者、及一年以上帝國圖書館司書官の職に在る者又は在つた者に限り試験を要せず、高等試験委員の銓衡を経て之

を任用することが出来る。

二、司書官は左の資格を有する者から、高等試験委員の銓衡を経て之を任用することが出来る。

イ、學位又は學士の稱號を有し、一年以上教育若は圖書に關する公務に從事した者。

ロ、三年以上教育若は圖書に關する公務に從事し、現に月俸（三十圓）以上を受くる

判任官以上若は判任官待遇以上の者。

三、司書は圖書に關し學術經驗ある者に限り、試験を要せず、普通試験委員の銓衡を経て之を任用することが出来る。

帝國大學事務官、帝國大學司書官、帝國大學司書特別任用令

一、帝國大學事務官及官立大學事務官は左の資格を有する者から、高等試験委員の銓衡を経て之を任用することが出来る。

イ、教育行政に關する高等文官の職に在つた者。

- ロ、三年以上教育行政に関する奏任官待遇の職に在つた者。
- ハ、五年以上教育行政に関する判任官の職に在り、現に二級俸以上の俸級を受くる者。
- 二、帝國大學司書官は左の資格を有する者から、高等試験委員の銓衡を経て之を任用することを得る。
 - イ、教育又は圖書に関する高等文官の職に在りたる者。
 - ロ、三年以上教育又は圖書に関する奏任官待遇の職に在りたる者。
 - ハ、五年以上教育又は圖書に関する判任官又は判任官待遇の職に在り、現に八十五圓以上の月俸を受くる者。
 - ニ、圖書に關し特別の學術技藝を有する者。
- 三、帝國大學司書は圖書に關し學術經驗ある者に限り、普通試験委員の銓衡を経て之を任用することを得る。

健康保險書記補特別任用規定

左に掲ぐる者は試験を要せず、社會局普通試験委員の銓衡を経て、健康保險署書記補に

任用される。

- イ、判任文官の職に在りたる者。
- ロ、陸海軍現役満期の下士以上及陸軍上等兵又は之と相當の者にして、下士適任證書を有する者。
- ハ、滿五年以上巡查又は看守を勤続せし者。
- ニ、官公立學校の教員たるべき免許狀を有する者。
- ホ、中學校四年を修業したる者又は之と同等以上の學力を有すと認むる者。
- ヘ、高等女學校又は文部大臣に於て之と同等以上と認定したる學校を卒業したる者。
- ト、滿三年以上官廳の雇員として健康保險事務に従事したる者。

通信手銓衡規程

- 一、通信手は現に三等郵便局又は三等電信局事務員の職に在り、成績良好、技倆優秀の

者に就て、通信手銓衡委員之を銓衡する。
二、通信手銓衡委員は各遞信局に置かれ、遞信局長が委員長となり、委員は二人以上とし其の局高等官又は判任官の中から任命される。

警視廳、北海道廳、府縣、監獄、稅務監督局、稅務署及專賣局判任官中月俸四十圓未滿の者の特別任用規程

一、警視廳、北海道、府縣、監獄、稅務監督局、稅務署及專賣局判任官にして月俸四十圓未滿の者は、試験を要せず、普通試験委員の銓衡を経て之を任用することが出来る。
二、前項の規定に依り任用した判任官は、一年以上同一官廳に勤務し、現に其の職に在る者でなければ月俸四十圓以上に昇すことは出来ない。

陸軍准士官下士の判任文官特別任用規程

陸軍准士官にして現役を退いた者、及陸軍下士として在職中事務に従事し、又は事務取扱直任の證明書を附與せられ、現役を退いた者は、普通試験委員の銓衡を経て各廳の判任

文官に任用することが出来る。

海軍准士官下士の判任文官特別任用規程

海軍准士官にして現役を退いた者、及海軍特修兵たる下士官にして歸休中のもの、又は現役を退いた者は、普通試験委員の銓衡を経て、各官廳の判任文官に特に之を任用することが出来る。

外務書記生特別任用令

一、外務書記生は左の資格の一を有する者から之を任用する

○(一)外務書記生試験に合格した者

(二)高等試験に合格した者

(三)外務通譯生にして二年以上在外公館に勤務した者

(四)四年以上在外公館の雇員たる者

二、本令に依つて任用した外務書記生にして、在職滿一年以上の者は外務省判任官に、

外務省判任官にして在職滿一年以上の者は、外務書記生に任用することが出来る。
三、外務省留學生は別に試験を要せず、外務書記生に任用することが出来る。

森林主事特別任用規程

一、左に掲げた資格の一つを有する者は農林省商工省文官普通試験委員の銓衡で、森林主事に任用される事がある。但し年令二十歳未滿四十五歳以上の者、森林主事又は元營林主事補、元森林監守在職中誓約期限内に辭職し、二ヶ年を経ない者は此の限りでない。

- 1、前に判任文官を勤めた者
- 2、陸軍現役滿期の下士
- 3、滿五年以上巡查又は看守を勤続した者
- 4、滿一年以上府縣立師範學校、中學校、公立小學校の教員を勤続した者
- 5、乙種山林學校又は乙種産林學校林科の卒業證書を有し修學中の成績特に優秀な者

- 6、林務 關する各官廳の雇員となり、滿三ヶ年以上勤続した者
- 7、農林省山林局林業講習所の卒業證書を持つてゐる者
- 8、任選上必要なときは前七號以外の有資格者に、森林主事特別任用試験科目中、一科目若は二科目に就いて、適宜考試する

北海道廳森林主事特別任用規程

左に掲ぐる資格の一を有する者は、北海道廳普通試験委員の銓衡を経て、森林主事に任用することが出来る。但し年令二十歳未滿又は四十五年以上の者は此の限りではない。

- (一)判任文官の職に在つた者
- (二)陸軍現役滿期の下士又は上等兵にして下士適任證書を有する者
- (三)滿五年以上巡查又は看守を勤続した者
- (四)滿一年以上師範學校、中學校、實業學校又は公立小學校の教員を勤続した者
- (五)乙種山林學校又は乙種農林學校の卒業者で、修業中の成績優秀であつた者

(六)北海道廳事業手、森林監守若は森林事務に關する各官廳の雇員となり、滿三年以上勤続した者

(七)前各項の外試験に合格した者

樺太廳森林主事特別任用規程

左の各號の一に、該當する資格を持つてゐる者は樺太廳普通試験委員の銓衡の結果、森林主事に任用されることがある。但し滿二十歳以上四十五歳未滿の者とす

1、判任文官の職にあつた者

2、陸軍現役滿期の下士

3、滿五年以上巡査又は看守を勤続した者

4、林務に關する各官廳の雇員滿三年以上勤続した者

北海道廳河川監守特別任用規程

左に掲ぐる資格の一を有する者は、北海道廳普通試験委員の銓衡を経て、河川監守に任用することを得る。但し年齢二十年未滿又は四十五年以上の者は此の限りでない。

(一)判任文官の職に在つた者

(二)滿二年以上土木技手又は土木書記を勤続した者

(三)滿三年以上官廳の土木に關する雇員を勤続した者

(四)滿三年以上巡査又は看守を勤続した者

(五)陸軍現役滿期の下士又は上等兵にして、下士適任證書を有する者

(六)乙種程度の實業學校卒業者にして、土木に關する學科を修了し、修學中の成績が優秀であつた者

(七)中學三年を修業した者又は公立小學校若は之に準すべき學校教員の職に在つた者

北海道廳事業手任用規程

北海道廳事業手に左に掲ぐる資格の一を有する者から之を任用する。

- (一) 判任待遇以上の官職に在つた者
- (二) 文官任用令第六條の規定に依り判任文官たるの資格を有する者
- (三) 滿一年以上官廳の雇員として勤続した者
- (四) 土地測量、土木、農業、林業、水産其の他各其の従事する技術を有すると認むる者
- (五) 陸軍現役滿期の下士又は上等兵にして、下士適任證書を有する者
- (六) 中學三年を修業したる者又は之と同等以上の學力を有すると認むる者

遞信部内書記補任用規程

左に掲げた資格の内、一つにでも該当した者は、遞信省文官普通試験委員の銓衡で書記補に任用されることがある。

- 1、官公立中學校三年生以上の修業證書、官公立高等女學校の卒業證書、若は之と同等以上と認める官公立私立學校、又は司法省指定法律學校の卒業證書を持つてゐる者

- 2、官公立學校の教員の免許状を持つてゐる者
- 3、陸海軍現役滿期の下士以上、及陸軍上等兵又は之と相當のもので下士適任證書を持つてゐる者
- 4、判任文官であつた者
- 5、滿二年以上遞信部内の雇員を現に勤続する者
- 6、滿五年以上巡查の職に在つた者
- 7、遞信部内の通信生養成所で所定の科目を修め、其の卒業證書を受けた後、一年以上上部内の雇員であつた者
- 8、陸軍で通信術を修業した兵卒で通信術技術證明書を持つてゐる者

第四章 官吏たる資格を得る方法

前章に述べたところに依つて、官吏に任官されるにはそれ／＼の官に依つて、各種の資格要件を必要とすることが明かになつたが、然らば如何にして此の資格を獲得するかといふことを考へなければならぬ。之即ち官吏になる方法の第一階梯である。

官吏たるの資格を獲得する方法としては（一）夫々其の資格を與へられる學校を卒業するか又は（二）定められたる試験に合格することを要する。又官吏に依つては學校を卒業しても、正規の試験に合格しなければ任用されないものがある。例へば特別任用による以外の奏任官は、大學を卒業した者でも高等試験行政科に合格しなければ任用されないが如きである。

次に官吏たる資格を獲得するに必要な學校と、試験とに分けて述べて見やう。

一、學 校

1 判任官たるに必要な學校

(イ) 中 學 校

判任官となるにはどうしても中學校だけは卒業して置かなければ、種々の場合に非常に不利益を蒙ることがある。文官任用令に於ても其の第六條に、判任官の任用資格要件とし第一に中學校卒業者を擧げて居る。故に中學校卒業者は如何なる判任官にもなれるのである。各官廳屬、書記は勿論のこと、特別任用令に依る官吏でも中學校さへ卒業して居れば、何等の試験を経ることなく、普通試験委員の銓衡を経ることも要らず、直ちに任用されるのである。例へば警部、警部補にでも、看守長にでも、森林主事にでも、中學校卒業者は無試験で任用され得るのである。唯今日

の實狀に於ては、中學校卒業者の數が多いのと、志願者が多い關係上何れも試験をして居るに過ぎないのである。

又、將來高等官たらんとする者にとつても中學校卒業の資格は缺くべからざる資格要件の一である。高等試験に應ずるが爲には、中學校を卒業して居ない者は、檢定試験又は高等試験令第七條に依つて、中學校卒業程度に於て中學校の科目中七科目の試験に合格して居なければならぬ。而も此試験は甚だ容易でないのである。

(ロ) 實業學校

商業學校、工業學校等の中等程度の實業學校卒業者に對しては各種の任用規程は「中學校卒業者又は之と同等以上の學力を有する者」と規定して、實業學校卒業者の資格を認めて居るから、大體に於て不便利はないわけであるが、元來實業學校は各専門の業務に必要な學科を教授するのが目的で設けられて居るのであるから、例へ文官としての資格があつたとしても、中學校卒業者の如く一般的でない。例へば工業學校卒業者が屬官となるが如き、甚だ不向である上に、今日まで履修した技

術を應用することも出来ないことになるのであるから、それだけ無益な勞力を費したことになるのである。中途に於て目的を變更したといふのならば致し方ないとしても、實業學校卒業者は各其の履修した學科を活用し得る方面に進出すべきである。

(ハ) 師範學校

師範學校卒業者も多くの場合資格を認められはするが、師範學校卒業者は中學校卒業者に比して語學の力が著しく劣るから、中學校卒業者ほどに認められない。然し乍ら、小學校教員中の篤學の士で、高等試験に合格して行政官なり司法官になつて居る者も尠くはない。

2 高等官たるに必要な學校

高等行政官たるに必要な學校は、何と云つても帝國大學である。帝國大學でも現在官界に幅をきかして居るのは、其創設が古いからかも知れないが、何と云つても東京帝國大學出身者である。殊に地方官などは、どうしても世間で云ふ赤門出でないと押

しがきかない。所謂京都出は少々不利な地位にあるとの事である。況んや他の私立大學に於ておやである。赤門出が官界に於て強力な閥を作つて、他の學校出の進出を拒むといふことは甚だ不都合のやうに見えるが、事實東大出には秀才が多く、官界に於て手腕もあり力量もあるといふ人は必ず東大出であるから致し方がない。特に東大の四十二年組と云へば官界では有名なもので、四十二年組とは明治四十二年に東大を出た人々のことで、同年の出身者には非常に秀才が多く、現在では堀切法制局長官、藤沼警視總監、今井田朝鮮政務總監を始めとして、多くの偉才駿足を官界に送り出して居る有様である。他の學校出身者には甚だ残念なことであるが、實力がある以上何んと云ふても致し方のないことである。

又、同じ東大出でも第一高等學校出身者が特に幅をきかして居る。之も由來一高は秀才が集まつた關係からである。而して一高出身者中でも、東京府立第一中學校出でなければいけないと云はれて居る位である。故に官界に於て大に出世しやうとする人は東京府立一中に入り、更に一高を経て東大に進むべきであらう。

然れども、之は望むべくして容易に得られないことである。殊に晝間職務に従事して夜間勉強しやうとする篤學の士は、夜學のある大學に通ふより外に途はないのであるから、之等の人々は閥外にあつて大に實力を發揮すべきである。尤も此の東大閥も現今では稍影が薄くなつて來たかの觀があり、極小數ではあるが、私學出身者の官界進出が認められるやうになつて來た。而して私學出身の勅任官も見られるやうになつて來たことは、私學出身者にとつては大に氣を吐くに足るであらう。

3 特殊學校

官吏希望者必ずしも富豪の子弟のみでない。小學校又は中學校を卒業して、上級學校に入りたくも學費がなく、徒らに青雲の志を抱き乍ら、空しく土に埋れる者がないでもない。之等の人々の爲めに、左に學費の要らない學校のあることを御知らせしやう。

通信講習所

遞信講習所は郵便局、電信局等に於て通信事務に従事する吏員を養成することが目的で、遞信官吏練習所よりは稍程度が低い。

遞信講習所の前身は通信生養成所といつて修業年限も半年であつたのであるが、大正十年内容の大改革が行はれ、名稱も現在の遞信講習所となつたのである。而してその修業年限も最初は普通科九ヶ月、高等科一ヶ年であつたものが、大正十二年に普通科の修業年限を延長し、普通科高等科共に一ヶ年となつたのである。

入所者の學力程度も、通信生養成時代には高等小學卒業程度であつたものが、後には普通科は中學三年修業程度、高等科は中學卒業程度となつたのである。従つて本所卒業生の將來は大に期待されて居る。成績優秀の者は更に進んで遞信官吏練習所に入り將來高等官とも成り得るのである。

所在地、次の七箇所にある。

東京遞信講習所 東京市
大阪遞信講習所 大阪市

採用人員、入所資格、試験期日、試験科目等は普通科、高等科に依つて異つた居るから次に各別に之を述べる。

A、普通科

採用人員 採用人員は大抵百名内外であるが、之は募集期日を發表するときに其の都度發表される。

修業年限 一ヶ年

入所資格 學歷は問はないが、次の各項に抵觸しない者なることを要する。

(一) 在學中徴兵現役に關係の無い者

(二)品行方正、身元確實で將來永く通信業務に従事する覺悟ある者

(三)體格検査に合格した者

(四)入學試験に及第した者。但し中等學校若しくは女學校の三年以上の修業證明書又は中學卒業證書を有する者は、入學試験を省略される

(五)年齢滿十四歳以上滿二十歳(三等局より採用する者は滿二十五歳)以下の男子又は滿十四歳以上の女子で家事に繁累のないもの

出願期日 募集期日は一定してゐないから、従つて出願期日も一定しない

試験期日 右同様一定して居ない

試験科目 讀書(漢字交り文)、作文、算術(四則、分數、比例)、心理検査、口頭試問

試験場 七ヶ所の講習所で行はれる

學費 勿論授業料は徴收しない、その上に學費として日額七十錢を給與され、學修に必要な書籍又は器具は貸與される別に私費生の制度もある

卒業後の待遇 卒業後は直に通信事務員として、逓信局長指定の郵便局又は電信局に配屬されて實務に従事するのである。最初は雇員であるが、漸次昇進して判任官の書記に任命される途が開かれてある。又、高等科に入ることにも出来るし義務年限が終れば進んで逓信官吏練習所に入學することも出来る。義務年限は官費生三年、私費生一年である。其の間は逓信部内で勤務しなければならぬ。

B、高等科

採用人員 各講習所でそれぐ異つて居るので一定してゐない。普通科と大體同様である。

修業年限 一年である。

入所資格

(一)滿三十年以下の男子で、在學中現役に關係なく、家事に繁累のない者。

(二)普通科卒業の後、一ヶ年以上電氣通信の實務に従事し、且現に逓信部内に在職し

品行方正、成績優良で他の模範となり得る者。

(三)體格検査及入學試験に合格した者。

(四)所屬局長の推薦ある者。

出願期日 普通科と同様である。

試験期日 右同様である。

試験科目 左の各科目である。程度は電氣通信科は普通科卒業程度、他は中學校第三學年修了程度。

英語、數學(分數、比例、歩合算、一次方程式)、作文、電氣通信術(和文送信、和文音響受信)、身體検査(逓信局長の選定した醫師に身體検査を行はせ缺點がないと認めたる者)。

學費 入所當時の俸級として、月額二十四圓乃至三十五圓の給與を受ける。

詳細は普通科と同様である。

卒業後の特典 成績優良なものは通信書記補又は通信書記の資格を與へられる。普通科

燈臺看守業務傳習所

燈臺看守の業務に従事する燈臺看守となる者を養成するのが目的である。

所在地 横濱市北仲通六丁目、燈臺局内

採用人員 二十名

修業年限 六ヶ月

入所資格

(一) 年齢滿二十歳以上二十五年以下(以前は三十年迄であつた)。

(二) 學歷は問はない。

(三) 左の各號に該當する者は採用しない。

イ、徴兵検査未了者及補充兵となつて滿一年を経過しない者

ロ、破産若くは家資分散の宣告を受けて復権しない者、又身代限りの處分を受けて負債の辨済を終へない者

ハ、輕罪以上の罪を犯し、刑に處せられた者

ニ、官吏懲戒令に依り免職せられ、滿二箇年を経過しない者

ホ、素行の修らない者

出願期日 募集期日は大抵六月か七月頃の官報で發表される。而して出願期日は九月中旬旬頃である。

試験期日 九月或は十月で、其の都度通告される。

試験科目 國語、數學、物理、英語で、中等程度以上の學校卒業生、普通試験合格者、教員免許狀所有者に對しては、従前は試験を免除されたが、現今は之等の者に對しても採用試験を行ふことになつて居る。従つて其の試験程度は中學卒

業程度と思つてよからう。
 入學率 毎年志願者三百五十人位の中から二十名内外が採用されるのであるから、競争は相當に烈しい。十六人に一人の割合である。
 卒業後の待遇 此の學校の卒業生は滿三ヶ年間燈臺看守となつて勤務する義務がある。然し其の間は判任官助手として月收五十圓乃至六十圓を給せられ、成績優良なる者は判任官に昇進することが出来る。

全國遞信講習所普通科
 燈臺看守傳習所 入學一覽表

講習所名	官費在學手當	入學試驗場	入學資格	試験期日
東京遞信講習所 静岡講習支所	日額七十錢	東京、静岡、甲府、横濱、千葉、水戸、宇都宮、浦和、濱松、沼津、高崎	男女共滿十四歲以上滿十八歲以下(女子家事繁累ナキ者) 三等局選出二十歳以下	三月、六月、九月、十二月ノ四回

關東廳遞信局 遞信講習所	朝鮮總督府 遞信吏員養成所	臺灣遞信講習所 習所普通科	樺太內務部 通信講習所	熊本遞信講習所 長崎講習支所 福岡講習支所 那霸講習支所
日額九十錢 以內	内地男子 日額八十錢 内地女子 日額七十錢 朝鮮人 日額七十錢	日額六十錢 (物品、制服、 制帽及靴ヲ 貸與ス)	日額八十錢 (物品、器械、 器具書籍類 ヲ貸與ス)	日額六十錢
大連、奉天、長春、安東縣、	京城、大田、裡里、木浦、大邱、釜山、馬山、平壤、元山、新義州、北青、清津	其都度發表	豊原、大泊、眞岡、泊居、知取	本所及支所、大分、鹿兒島、宮崎、名瀬、佐世保、佐賀、久留米、直方、嚴原、八重山
年齡滿十四年以上二十年以下ノ男子又ハ家事ニ繫累ナキ女子	男女共滿十四歲以上滿十八歲以下ノ女子ハ家事ニ繫累ナキ者	滿十四年以上滿二十年以下郵便局選出者ハ滿二十五歲以下	滿十四年以上滿二十年以下ニシテ家事ニ繫累ナキ男子ハ女子ハ選出ニ限ル	男滿十四歲以上滿二十歲以下女子滿十四歲以上ニシテ家事ニ繫累ナキ者郵便局選出生ハ二十五歲迄
定	ルモ未確	習所募集 八年一、	殖民地各 遞信省講	三月、六月、九月

仙臺遞信講習所 新潟講習支所 青森講習支所	札幌遞信講習所	大阪遞信講習所 姫路講習支所	名古屋遞信講習所 金澤講習支所 長野講習支所	廣島遞信講習所 下關講習支所 松江講習支所
日額六十錢	日額六十七錢	一ヶ月凡 二十餘圓	日額六十錢	日額六十錢 日額五十八錢
仙臺、新潟、青森、秋田、弘前、盛岡、山形、福島、若松、酒田、米澤、長岡、直江津、石巻、平、郡山、夷	札幌、小樽、函館、旭川、室蘭、稚内、根室、網走、帶廣、釧路	大阪、姫路、高知、徳島、奈良、和歌山、京都、大津、神戸	名古屋、金澤、長野、高山、豊橋、岐阜、津、山田、尾鷲、福井、敦賀、富山、高岡、七尾、松本、岡谷、飯田	廣島、下關、岡山、尾道、山口、萩、松山、今治、宇和島、津山、高松、濱田、鳥取、松江
前 同	前 同	男女共滿十四歲以上滿十九歲以下	前同 一二等局長推選者ハ十四歲以上二十歲迄	前 同 (女子ハ選出生ニ限ル)
二月、五月、八月、十一月ノ四回	三月、八月、十一月ノ三回	三月、六月、九月、十二月ノ四回	三月、六月、九月	三月、六月、九月

燈臺看守	日額 一圓	横濱市燈臺局(内地各府 廳ニテモ行フコトアリ)	年齢二十歳以上 滿三十歳以下ノ 男子	例年八、 九月頃
朝鮮總督府 航路標識生	日額 一圓 (成績優秀ナル 者ニハ日額十 錢以内ヲ給ス)	京城、仁川、春川、大田、公 州、全州、蔚山、釜山、馬山、 大邱、普州、木浦、平壤、鎮 南浦、海州、新義州、江界、 安州、元山、成興、北青、清 津	年齢滿二十年以 上滿三十年以下 ノ男子	未確定

遞信官吏練習所

遞信官吏練習所は遞信官吏養成ノ最高機關である。行政科、技術科、無線通信科、第二
行政科の四科に分れてゐる。

所在地 東京市芝區芝公園十三號地

採用人員 各科三十名内外

修業年限 各科二ケ年

入所資格 遞信部内の吏員で遞信大臣官房各課、所長、各局長、電氣試験所長、貯金局

長、簡易保険局長及所轄遞信局長の推薦に係る者。

但し行政科、技術科、無線通信科の三科は遞信部外ノ一般志願者からも募
集する。年齢は滿十七歳から二十五歳迄の者で、品行方正、身元確實な者で
あることを要する。

學歷の制限はない。

出願期日 募集は毎年二月發表される。出願期日は三月中旬である。

試験科目 イ、體格検査

ロ、學術試験 國語、漢文(作文) 英語、化學、内外地理、内外歴史、電氣
通信術。

右は何れも中等卒業程度で行はれる。

試験場 東京、名古屋、大阪、廣島、熊本、仙臺、札幌、金澤、長野、新潟、青森。
學費 入所の月から學費として月額二十四圓宛支給される。其他制服、制帽、靴及

練習器具、書籍は一切給與又は貸與される。又學生の實務練習、實地見學
野外演習、旅行などの費用は一切官費を以て支辨され、特に遞信部内からの
入所者に對しては、右金額の五割を増して支給されるのである。

卒業後の待遇 卒業者は直に判任官たる通信書記補又は技手に任用され、初任給五十圓
乃至六十圓を支給される。但し卒業後は滿五ヶ年間遞信部内に勤務しなければ
ならない義務がある。

鐵道局教習所

鐵道局教習所は、鐵道従業員として必要な技術、學術を教授することを目的とする。
所在地は次の六個所である。

東京鐵道局教習所	東京市豊島區池袋
名古屋鐵道局教習所	名古屋市東區千種町
大阪鐵道局教習所	神戸市若松町五丁目

門司鐵道局教習所 門司市大里町
仙臺鐵道局教習所 仙臺市東八番町
札幌鐵道局教習所 札幌市苗穂
各鐵道局教習所は普通部、專修部、專門部に分れて居る。次に各部に就て詳述する。

A 普通部

科 別 業務科、機械科、土木科、電氣科の四科に分れてゐる。

採用人員 採用人員は其の都度必要に應じて定め、一定してゐない。

修業年限 各科共三ヶ年。

入所資格

- (一) 年齢十四歳以上滿二十七歳以下(現業員から志願者は二十五歳迄)
- (二) 品行方正、身元確實なもの。
- (三) 電信科以外は各課長の推薦した者、
- (四) 入學試験に合格した者。

出願期日 一定して居ないが大體十二月から一月迄の間に募集される。生徒の募集は各

鐵道局報、新聞等に廣告され、停車場等に掲示される。

試験科目 國語(講讀、作文、書取)、算術(整數、小數、諸等數、分數、比例、歩合算)

試験の程度は大體高等小學校卒業程度である。

學費 入學許可を受けた者は、雇員の待遇を受けて日給六十錢を支給され、その他

學習に必要な書籍、器具類は一切貸與又は支給される。

卒業後の待遇 初任給は業務科と他の科とで異つて居る。業務科は日給一圓三十錢で他

の科の卒業生は一圓四十錢である。

然し將來榮進の途は業務科卒業生に多い。他の科の出身者は技術官となる

のであるが、業務科出身は純然たる行政官となるのであるから、驛長、助役

になるのは業務科出身者に限るので、將來參事、副參事、事務官、書記官に

榮進し、又局長になり得るのも業務科出身者に限るのである。

待遇は日給の外に年功加俸の制度があり、其の外に乘車證、物品の購買の

利益、手當、賞與等がある。

B、専修部 専修部中、外部から入學し得るのは電信科だけで、他は鐵道部内の者に限

り入學を許される。入學の要件は大體同様であるが、次に外部から入學を許される

電信科に就て述べやう。

採用人員 約四十名

修業年限 六ヶ月

入所資格 年齢滿十四歳以上二十歳以下の男子で品行方正な者。

出願期日 普通部と同様である。

試験期日 一定してゐない。

試験科目 身體検査と學術試験とがある。學術試験の科目は國語、英語、算術、口答試

問、技術試験である。

學費 普通部と同様である。

卒業後の特典 卒業後は雇員として日給一圓四十錢から一圓二十錢迄を支給され、成績

C、専門部

のよい者は専門部に入學を許される。

専門部は業務科、機械科、土木科、電氣科の四科に分れてゐる。鐵道教習所中の最高權威で、入學者の學力程度は中學校卒業程度以上である。卒業者は何れも鐵道部内の重要な地位に就き、大學出の學士と相並んで活躍し、場合に依つては學士以上に幅をきかしてゐる。然れども、外部からの入學は絶対に許されないから、入學志願者は一旦鐵道部内に入り、勉強して入學試験を受けるの外はない。

内閣統計局統計職員養成所

内閣統計局又は其の他の官廳で統計に従事する職員を養成し、之に必要な學術及技術を授けることを目的としたものである。

所在地 東京麻布區富士見町内閣統計局内

採用人員 若干名

修業年限 三ヶ月

入所資格

(一) 中學校を卒業した者又は所長に於て之と同等以上の學力があると認められた者。

(二) 品行方正、身體強健なること。

出願期日 毎年九月頃。

入所期日 十月上旬。

入學試験 入學試験は行はない。所長詮衡で決定するのである。志願者は入學願書に履歷書を添へて、入所希望者所在地の府縣知事の推薦を以て本所へ提出するのである。

學費 授業料は徴收しない。其の上毎月二十圓内外の手當も支給される。

卒業後の待遇 卒業者は各官廳の雇員として統計事務に従事するのである。待遇は他の雇員に比較してよい方である。將來は判任官にも昇任の途がある。但し卒業した者は二ケ年間統計局に従事する義務がある。

東京商科大学理事事務講習所

本所の目的は文部省直轄の諸学校の理事事務に従事する者を養成するにあるので、その爲めの必要な智識を授けるのである。

所在地 東京商科大学内。

採用人員 十五人内外。

修業年限 一ケ年。

入所資格

(一) 年齢三十歳以下。

(二) 文官任用令第六條の條件を具へた者又は之と同等以上の學力あるもの。

(註) 文官任用令第六條は判任文官に任用され得る資格を定めた規定で、左の資格の一を有する者を云ふ。

一、中學校又は文部大臣に於て之を同等以上と認定したる學校を卒業した

る者

二、高等試験令第七條の規定に依り高等試験豫備試験を受くることを得る者

三、専門學校令に依り法律學、政治學、行政學又は經濟學を教授する學校に於て三年の課程を履修し、其の學校を卒業したる者

四、普通試験に合格したる者

五、高等試験に合格したる者

六、二年以上文官の職に在りたる者

七、四年以上雇員たる者

(三) 品行方正、身元確實なる者

出願期日 三月中旬迄

試験期日 三月下旬

試験科目 筆記試験、口答試問、身體検査。筆記試験は中學校卒業程度で左記の科目に

於て行はれる。

作文、國漢、數學(代數、算術)、英語(英文和譯)

學費 月額三十圓の手當があり、その上學修に必要なものは一切貸與される。

卒業後の待遇 卒業者は最初雇員として各學校に配置され、經理事務に従事する。初任給は四十圓位であるが、漸次昇給し、判任官に任用される。且努力次第に依つては高等官にたることも出来る。各官立大學には高等官たる事務官が置かれてあるからである。亦義務經過後は他の官廳に轉することも出来るし、文部省部内の他の官廳に轉することも容易である。義務年限は二年である。

圖書館講習所

圖書の出納、分類等の事務を取扱ふ、圖書館の事務員を養成するのが目的である。
所在地 東京上野公園内帝國圖書館内。

採用人員 約三十名。

修業年限 一ケ年。

出願期日 三月上旬。

試験期日 三月二十頃。

入所資格

(一) 中學校、師範學校、高等女學校を卒業した者。

(二) 専門學校入學檢定試験に合格した者。

(三) 現に圖書館の事務に従事し、右(一)及(二)と同様の學力ある者。

試験科目 學科試験、口答試問、體格検査である。學科試験は左の各科目に就て行はれる。中學卒業程度である。

國語、歴史、英語、地理。

卒業後の待遇 本所の卒業生は府縣立又は大學附屬の圖書館に配屬せられる。初任給は五六十圓である。

朝鮮總督府鐵道從業員養成所

目的は内地の鐵道教習所と同様である。

所在地 朝鮮京城。

修業年限 本科三年、工作科四年、電信科三十週間である。

入所資格

(一) 年齢十四歳以上十八歳迄。

(二) 品行方正、身體強健な者で尋常小學卒業者。

(三) 現に鐵道從業員たる者。

學費 在所中手當を支給され、被服、練習用の機械、器具等一切を貸與される。

卒業後の待遇 内地の鐵道教習所卒業生と略同様である。

義務年限は本科五ケ年、工作科四ケ年、電信科三ケ年である。

日露協會學校

本校は露西亞及支那の各地に於て商業に従事し、又は官公署に勤務せしめる者を養成することを目的とし、露西亞語及商事經營に關する學術を教授する。

所在地 北滿洲ハルビン。

事務所 東京麹區内幸町一丁目三番地日露協會内。

修業年限 三ケ年。

入學資格

(一) 滿二十五歳以下の男子。

(二) 中學校卒業生、甲種商業學校卒業生、專門學校入學檢定試験合格者及同檢定指定者。

入學試験 本校の生徒は府縣費生と私費生とに別れて居て、各其の試験の方法を異にして居る。

府縣費生 各府縣の選抜試験を行ふ。

私費生 本校で行ふ。體格検査と學術試験とで、學術試験は中學校卒業程度で行ふ。
出願期日 本校の學生は府縣費生、公費生、准公費生、私費生及貸與生の五に別れてゐるが、現在私費生及貸與生は殆んど採用したことがなく、主として府縣費生である。府縣費生の出願期日は一月頃である。

學費 府縣費生の給與學費は府縣に依つて異なるが、大抵月額五十五圓位である。
卒業後の待遇 各官廳で採用される場合は判任官又は判任待遇の囑託として採用される。

陸地測量部修技所

將來陸軍參謀本部に屬し、陸地測量に携はる陸地測量官となるに必要な技術及學術を授け、測量官を養成することを目的とする。

所在地 東京麹町區參謀本部内
採用人員 約八名

修業年限 一ケ年
入所資格

(一) 現役各兵科各部准下士官、下士、兵卒にして、募集の年に於て現役を離れ、若くは歸郷となる者、又は豫備役、後備役將校、同相當官、准下士官、下士、兵卒にして現役を離れた年の十二月一日から計算して三年を経過しない者。

(二) 年齢三十年未満の者。

(三) 身體強健、行狀方正、勤務勉勵の者。

出願期日 募集期日は通常一月中旬である。然し之は確定したものではないから、志願者は其の都度照會して見る必要がある。

試験期日 七月中。

試験科目 作文(漢字交り文、書簡文)、數學(中學四年修了程度)、物理(中學四年修了程度)。

學費 授業料は徴收しない。その上在學中は月手當二十二圓五十錢宛支給される。

卒業後の待遇 卒業後は陸地測量官に任ぜられ、初任給四十圓を支給される。判任官である。

二、試験

官吏の資格に関する試験には、一般試験と特殊試験とがある。

一、一般試験とは一般の官職に通ずる試験にして、高等試験と普通試験との二種がある。

(イ) 高等試験 行政科、司法科、外交科に分たれ、之に合格した者は其の科に應じて行政官、司法官、外交官に任用される資格を得る。

(ロ) 普通試験 中學校卒業程度に於て各官廳に於て行はれる試験にして、之に合格した者は判任文官たるの資格を得る。

二、特殊試験とは特殊の官廳に任用せられる資格の試験又は登用試験にして、例へば警部、警部補特別任用試験、森林主事特別任用試験の如きである。

官吏の試験は又之を分ちて、資格試験と採用試験となすことが出来る。

一、資格試験とは官吏となり得る資格を附與する試験で、合格したとて必ずしも採用されとは限らないのである。高等試験、普通試験の如き之である。

二、採用試験とは資格を與へることが試験の目的にあらずして、合格者を直に官吏に採用する爲の試験である。巡査、看守採用試験の如き之である。

三、資格試験と採用試験との双方の性質を兼ねた試験がある。高等試験外交科試験、警部警部補特別任用試験の如き之である。

次に一般試験と特殊試験とに分けて之を説明しやう。

一 一般試験

一、高等試験

高等試験は官吏試験中の最高級に屬するもので、官界に於て立身出世し最後の勝利を得やうとするならば、必ずこの試験を通過して置かなければならぬ。

高等試験は行政科、司法科、外交科の三科に別れて居る。次に行政官志望者の爲に、行政科試験を主として説明を加へる。高等試験を分ちて資格試験、豫備試験、本試験とする。

〇(一) 資格試験

豫備試験は中學校を卒業した者、文部大臣に於て普通教育に關し、之と同等以上の學歷を有すると定めたる者、及高等試験委員に於て、普通教育に關し、中學校と同等以上と認むる外國の學校を卒業した者を除くの外、資格試験に合格した者でなければ受けることは出來ない。

(1) 試験期日、場所

試験は毎年少くとも一回は行はれる。試験の出願期限、試験施行の期日及場所は豫め官報を以て告示される。

(2) 出願手續

試験を受けんとする者は、受験願書に左記の書類を添へ、受験地の地方廳を經由して文部大臣に提出するのである。

一、履歴書、

二、戸籍抄本、

三、寫眞（手札形とし、出願前三月以内に脱帽にて撮影したるものにして、裏面に撮影年月日、本籍氏名を記載する）

四、高等試験令第七條第八條に關する件の第六條に依る説明書の寫（科目合格證書の寫）、専門學校入學者檢定規定第七條第二項に依る證明書の寫（同上）又は同規程第八條の資格を證明する書面。

(3) 手数料

試験を受けむとする者は、手数料として金五圓を納付しなければならぬ。

手数料は収入印紙を用ひ、之を願書に添付する。収入印紙には消印をしてはならぬ。

(4) 試験科目

國語、漢文、歴史、地理、數學、物理、化學の七種目に付き中學校卒業の程度に於

て行はれる。

(5) 科目合格者に対する特點

試験を受けた者で之に合格しなくとも、受験科目中合格點を得たものがあるときは其の證明書を交付される。此の證明書を有する者が再び試験を出願したときは、當該學科目の試験は免除される。

(6) 資格試験を免除される者

左の各號の一に該當する者は資格試験を免除される。

(イ) 専門學校入學者檢定規定に依り試験檢定に合格したる者。

専門學校入學者檢定規定に依り國語、漢文、歴史、地理、數學、物理及化學の七科目に付き試験檢定に合格し、若しくは試験を免除せられたる者。

朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官若しくは關東廳長官の定むる専門學校入學者檢定に關する規程に依り國語、漢文、歴史、地理、數學、物理及化學の七科に付試験檢定に合格し、若しくは試験を免除せられたる者。

欠

MISSING

ない。

手数料は二圓の収入印紙を以て納付することになつて居る。

2 特殊試験

看守採用試験

一、受験資格者

年齢満二十一歳以上五十歳未満の者で徴兵に關係なく品行方正な者は左の各號の一に該當しない時は試験を受けることが出来る。但し曾て看守長、看守の職にあつた者は、年齢満五十五歳迄受験資格がある。

1、重罪の刑、又は重禁錮の刑に處せられ、若しくは同上の刑に處せられる様な罪を犯し單に監視に附せられた者、及輕禁錮の刑に處せられ、満期後五ヶ年を経過しない者、但し舊法に依つて處刑せられた者は之に準ず

- 2、賭博犯處分に依り、懲罰に處せられた者
 - 3、免官、又は免職の處分を受け、滿二年を経過しない者
 - 4、身分不相應の負債ある者、又は家資分散の宣告を受け、未だ復権しない者、又は従前身代限りの處分を受け、未だ辨済の義務を終らぬ者
 - 5、酒癖ある者又は暴行の癖ある者
- 二、出願手續

試験の期日、場所及出願期日は、官報又は新聞紙に、掲載されるから、受験者は、出願期日迄に、受験願書に、履歴書を添付して、刑務所長に差出すのである。

三、試験科目

試験は筆記、口述とし、左の各號に付いて行ふ。但し左の各條に適する體格を有してゐる者が、採用になる。

- 1、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、刑務所規則施行細則の概要
- 2、作文(往復文及申告書)

- 3、筆算(加減乗除)
 - 4、習字(楷行)
 - 5、體格検査
- イ、體質善良なる者にして、左の缺點なき者。
- 1、四肢完具しない者、但し執筆把握に差支へざる指の萎小、彎屈、強直等の類は此限りでない。
 - 2、胸腔機關及腹内臓器、若しくは皮膚に顯著の疾病ある者、但し顯著の疾病でなくしても全身諸機關の、變能減衰の者も同様である。
 - 3、服装又は運動に不便な者
 - 4、贅生物畸形等容貌體勢醜惡な者
 - ロ、身幹一米四八糎強以上で胸圍大約身長の半に等しく、呼吸縮長の差が三糎強以上の者
 - ハ、兩眼共視力三分の二以上で、辨色力完全の者

ニ、聽力一米八二種弱の距離で抵い語葉を、聽識し得る者
ホ、言語應答明瞭で、充分の發聲に堪へる者

ヘ、精神完全な者（鬱、憂、癲、狂、癡、癩、癱瘓及舞踏病、癲癇病）

左に掲げた資格を持つてゐる者は無試験で採用されることがある。

1、判任官であつた者、及判任官の資格を持つてゐる者

2、看守精勤證書を持つてゐる者

3、陸軍兵卒で、現役満期となり、又は戦時召集を解除せられ下士官適任證書有る者

看守長任用試験

一、受験資格

現に看守奉職中の者で實務考査に合格した者は、學術試験を受ける事が出来る。

二、試験は筆記、口述の二種とし、左の各號に付いて行ふ。但し外國語は省略せられる事がある。

1、監獄法、監獄法施行細則

2、刑法、刑事訴訟法の概要

3、會計法規の概要

4、其の他監獄行政上必要な諸法規

5、算術

6、外國語

陸軍監獄看守採用試験

一、受験資格

陸軍各兵科豫備、後備役下士兵卒及歸休兵で身體健全、品行方正、學術優等な者を志願者中から採用するので、左の各號の一に該當しない者は試験を受ける事が出来る。但し前記の者で戦時召集に應じ、戒護上差支へある時は、一般人民から募集する事があるが資格前記に同じ。

- 1、力體虚弱の者
- 2、年齢滿四十歳以上の者
- 3、重罪又は重禁錮に處せられた者、國事犯で復權しない者
- 4、賭博犯處分規則に依り、懲罰に處せられた者
- 5、家資分散、若は破産の宣告を受け復權しない者、及身代限りの處分を受け債務の辨濟を終へぬ者

二、志願手續

出願の期日、場所及試験期日は、官報又は新聞紙に、掲載されるから、志願者は、出願期日迄に志願書に、履歴書を添へ、希望地師團長に差出すのである。且し現役滿期前の者は滿期一ヶ月内に、隊長或は長官經由、現役滿期後の者は滿期後一年内に聯隊區司令官經由、歸休兵は歸休前一ヶ月内又は歸休後一年内に、其の手續をする。

三、試験科目

試験は筆記、口述の、二種とし左の各號に付いて行ふ。

- 1、讀書（假名交り文）
- 2、作文（往復文）
- 3、算術（四則、分數、比例）

陸軍監獄看守長特別任用試験

一、受験資格

二年以上看守を奉職しある者の内左の實務考査に合格した者は、學術試験を受け合格の上任用せられる。

- 1、記 律
- 2、服装、敬禮、姿勢、態度
- 3、戒護、視察
- 4、報告、計算
- 5、書類、記簿

6、其他考査に必要と認められた事項

二、試験科目

試験は、筆記、口述の二種とし、左の各號に就いて行ふ。

1、陸軍監獄令及陸軍監獄令施行細則

2、刑法、陸軍刑法及陸軍々法會議法の概要

3、會計法規の概要

4、陸軍監獄行政上必要な事項

5、筆算

海軍監獄看守採用試験

一、受験資格

年令満二十一歳以上四十五歳未滿の者で品行方正の者は、左の各號に該當しない場合に試験を受けることが出来る。

1、懲兵終決處分を受けない者、竝に現役を終らない軍人、但し歸休の海軍下士卒は此の限りでない

2、禁錮以上の刑に處せられた者、但し刑の執行猶豫の者及禁錮に處せられ、刑の執行を終り、又は執行免除された日から、五年を経過した者、及復權した者は此の限りでない

3、破産、家資分散の宣告を受けて未だ復權しないもの

二、出願手續

試験期日、場所及出願期日は、官報又は新聞紙に掲載されるから、受験者は、出願期日迄に、志願書に履歷書を添へ、鎮守府司令長官及要港部司令官（東京にあつては海軍法務局長）に差出すのである。

三、試験科目

採用試験は、筆記、口述の二種で左の各號に付いて行ふ。但し身體検査に合格した者のみに就いて行ふものである。

- イ、刑法、海軍刑法、海軍軍法會議法、海軍監獄令及海軍監獄令施行細則の概要
- ロ、作文（往復文）
- ハ、算術（加減乗除）

海軍監獄看守特別採用規則

左に掲げた資格有る者は試験委員の銓衡に依り無試験で、採用せられることがある

- 1、現役を退いた海陸軍准士官、下士、歸休の海軍下士及海軍下士であつた者
- 2、海軍警査又は海軍監獄看守であつた者
- 3、二年以上監獄看守、又は陸軍監獄看守であつた者

海軍監獄看守長任用試験

一、受験資格

現に海軍監獄看守奉職中の者から、任用するので實務考査善良な者に付いて、學術

試験を行つて合格した時任用せられる。但し實務考査は海軍監獄の實務に付いて、口頭又は筆記で行なはれる。

二、試験科目

試験は筆記、口述の二種で左の各號に就いて行はれる。但し外國語は便宜上省略することがある。

- 1、海軍監獄に関する諸法規
- 2、刑法、海軍刑法、海軍々法會議法の概要
- 3、會計法規の概要
- 4、算術
- 5、簿記
- 6、外國語

森林主事特別任用試験

一、受験資格

年齢満二十歳以上四十五歳未満の男子、身體健全、品行方正で、左の各號の一に該當しない者は試験を受けることが出来る。

- 1、重罪を犯した者、但し國事犯で復権した者は此の限りでない
- 2、定役に服さなければならぬ輕犯を犯した者
- 3、懲戒で免職後二箇年を経過しない者
- 4、破産若は家資分散の宣告を受け、復権しない者、又は身代限の處分を受け、債務の辨済を終らぬ者

二、出願手續

試験の期日、場所及出願期日は官報又は新聞紙に掲載されるから、受験者は出願期日迄に受験願書に左の書類を添へ營林署長に差出すのである。

- イ、履歷書
- ロ、身分職業年齢及兵役に関する市區町村長の證明書

三、試験科目

ハ、國事犯で復権した者及破産若は家資分散の宣告を受け復権し、又は身代限の處分を受け債務を辨済した者は各々其の證明書。

試験は筆記、口述の二種とし、左の科目に付いて行ふ。但しへ以下の科目は營林署長で、必要だと認められた時、又は受験者の希望で一科目若は二科目以上を選択して行ふ。

- イ、現行法令講述（刑事及林務に関するもの）
- ロ、作文（片假名交り文及往復文）
- ハ、筆算（算數學全部）
- ニ、珠算（加減乗除）
- ホ、筆寫（楷行）
- ヘ、簿記
- ト、寫圖
- チ、代數

- リ、幾何
- ヌ、測量
- ル、森林學大意

四、注 意

左の各號の一に該當した者は其の期の受験は出來ぬ。

- 1、不正の方法で受験を企てた者
- 2、受験人心得、其他試験に關する規程に違背した者
- 3、履歷書中の事實を隠匿し又は之を偽つた者

北海道廳森林主事特別任用試験

一、受験資格

年齢二十歳以上四十五歳未滿の者で左の各號の一に該當しない者は、試験を受けることが出来る。

- 1、禁錮以上の刑に處せられた者
- 2、懲戒に依り免職後二年を経過しない者
- 3、破産若は家資分散の宣告を受け復権しない者

二、出願手續

試験の期日、場所及出頭期日は官報又は新聞紙に掲載されるから、受験者は出頭期日迄に、受験願書に、左の書類を添へて北海道廳長官に差出すのである。

- イ、履歷書
- ロ、戸籍謄本
- ハ、兵役に關する市區町村長、其他之に準ずる者の證明書
- ニ、破産若は家資分散の宣告を受け復権したる者は、其の證明書

二、試験科目

試験は、筆記、口述の外、身體検査を受けるので、筆記は左の科目に付いて行ふが、ホ以下の科目は受験者の希望で一科目を選択して行ふ。

- イ、刑事及森林事務に關する現行法令
 - ロ、作文（記事文及往復文）
 - ハ、筆算及珠算
 - ニ、習字（楷行）
 - ホ、寫圖
 - ヘ、代數
 - ト、幾何
 - チ、測量
 - リ、森林學大意
- 四、注意

- 左の各號の一に、該當する者は、其の期の受験は出來ぬ
- 1、受験人心得其他試験に關する規程に違背したとき
 - 2、履歷書中事實を隠匿し又は之を偽りたる者

- 3、其他試験に關し不正の行爲あつたとき

樺太廳森林主事特別任用試験

一、受験資格

年齢滿二十歳以上四十五歳未滿の者で、左の各號の一に該當しない者は試験を受ける事が出來る。

- 1、懲戒に依り、官職を免ぜられ、二ケ年を経過しない者
- 2、禁錮以上の刑に處せられた者
- 3、破産若は家資分散の宣告を受け復権しない者

二、出願手續

試験の期日、場所及出願期日は官報又は新聞紙に掲載されるから、受験者は、出願期日迄に、受験願書に左の書類を添付して樺太廳長官に差出すのである。

イ、履歷書

- ロ、醫師の健康診断書
 - ハ、戸籍謄本又は抄本
 - ニ、兵役に關する市區町村長、其他之に準ずる者の證明書
 - ホ、破産若しは家資分散の宣告を受け、復権した者は、其の證明書
- 二、試験科目

試験は、口述、筆記とし、左の科目に就き行ふ。

- イ、作文（論文及び往復文）
- ロ、形法大意
- ハ、筆算（四則、分數、比例）
- ニ、珠算（加減乗除）
- ホ、筆寫（楷行）
- ヘ、圖畫
- ト、代數（乙式方程式）

チ、森林學大意
四、注意

左の各號の一に該當する者は、其の期の受験は出來ぬ

- I、受験人心得、其他試験に關する規程に違背した者
- 2、履歴書中事實を隠匿した者又は偽造した者
- 3、其他試験に關し、不正の行爲あつた者

北海道河川監守特別任用試験

一、受験資格

年齢滿二十歳以上四十五歳未滿の者で左の各號の一に、該當しない者は受験することが出來る。

- 1、禁錮以上の刑に處せられた者
- 2、懲戒に依り免職後二年を経過しない者

- 3、破産者は家資分散の宣告を受け、復権しない者
- 二、出願手續

試験の期日、場所及出願期日は官報又は、新聞紙に掲載されるから、受験者は出願期日迄に、受験願書に、左の書類を添付し北海道廳長官に差出すのである。

イ、履歴書

ロ、戸籍謄本

ハ、兵役に関する、市町村長、其他之に準ずる者の證明書

ニ、破産者は、家資分散の宣告を受け、復権した者は、其の證明書

三、試験科目

試験は、口述、筆記の二種とし左の科目を行ふ。但し口述はイ、チ、若はり、號及河川事務に関する事項に付き、考試する。

イ、河川事務に関する現行法令

ロ、作文（記事文及往復文）

- ハ、筆算及珠算
- ニ、習字（階行）
- ホ、寫圖
- ヘ、地理（日本）
- ト、歴史（日本）
- チ、行政法大意
- リ、刑事訴訟法

四、注意

左の各號の一に、該當した者は、其の期の受験は出來ぬ

- 1、受験人心得、其他試験に関する、規程に違背した者
- 2、履歴書中事實を隠匿し又は之を偽つた時
- 3、其他試験に關し不正の行爲あつたとき

健康保険審査記補特別任用試験

一、受験資格

年齢満十八歳以上三十五歳未満の者で左の各號の一に該當しない者は、試験を受けることが出来る。

- 1、禁錮以上の刑に處せられたる者
- 2、破産者にして復権せざる者

二、出願手續

試験の期日、場所及出願期日は官報又は新聞紙に掲載されるから、受験者は出願期日までに受験願書に左の書類を添へて試験委員長に差出すのである。

イ、履歴書

ロ、寫眞（手札形とし出願前一年内に脱帽にて撮影したるものにして裏面に撮影年月

日、本籍氏名年齢を記載する）

ハ、戸籍抄本

- ニ、第一項各號に該當しない旨の市區町村長の證明書
- 三、試験科目

試験は口述、筆記の二種とし、左の科目に付いて行ふ。口述試験はイ乃至ニの科目に付て行ふ。

イ、行政法大意

ロ、民法大意

ハ、健康保険法大意

ニ、會計法規大意

ホ、作文

ヘ、筆算（加減乗除、分數、比例）

ト、珠算（加減乗除）

チ、習字

税關監吏特別任用試験

- 一、税關監吏は年齢二十年以上三十年未満の男子、身體健全にして税關監吏特別任用規程に依る試験に合格した者から採用する。
- 二、試験に關する規程は次の通りである。
 - (1) 試験を受けることが出来ない者。
 - イ、禁錮以上の刑に處せられたる者
 - ロ、破産若は家資分散の宣告を受け、復權せざる者又は身代限の處分を受け、債務の辨濟を了へない者
 - (2) 出願手續
試験を行ふべき日時、場所及出願期日は少くとも試験を行ふべき日から十五日前に官報又は新聞紙に公示されるから、志願者はその出願期日まで、試験願書に履歷書及(1)の各項に該當しないことの市町村長の證明書を添へて試験委員長に差出せばよい。

(3) 試験

試験は學術試験及體格検査である。學術試験は左の科目に付き中學校卒業の程度に於て行はれる。

- イ、作文（假名交り文）
 - ロ、算術（珠算筆算）
 - ハ、地理（内國、外國）
 - ニ、法制大意
 - ホ、英語（會話、英文和譯、私文英譯）
- 右の各號に該當する者に對しては、英語のみの試験を科する
- イ、憲兵上等兵又は下士適任證を有する各兵科の上等兵
 - ロ、公立小學校正教員の資格ある者
 - ハ、二年以上税關に雇員として勤続したる者
 - ニ、二年以上巡査を奉職したる者

鐵道手任用試験

一、受験資格

年齢満二十歳以上の者で身體健全な者は左の各號の一に該當しない時、受験する事が出来る。

1、禁錮以上の刑を受けた者

2、懲戒又は懲罰に依つて免官、免職又は解雇せられ、二年を經過しない者

二、出願手續

試験の期日、場所及出願期日は、官報又は新聞級に、掲載されるから、受験者は出願期日迄に、受験願書に履歴書を添付して鐵道局長に差出すのである。

三、試験科目

試験は、筆記、口述の二種で中等學校第三學年修業程度の左の科目の全部、又は一部に就いて行ふ。

1、國語及漢文

2、數 學

3、地 理

4、歴 史

5、博 物

6、外 國 語

7、鐵道事務

8、鐵道に關する技術

四、鐵道部内現業員で五年以上勤績し、成績優秀な者は無試験で任用されることもある。

鐵道部内書記補試験

一、受験資格

年齢満十六歳以上三十五歳以下の男子で身體健全且左の各號の一に該當しない者は受験資格がある。

- 1、重罪を犯した者、但し國事犯で復權した者は此の限りでない。
- 2、定役に服する輕犯を犯した者
- 3、破産若しくは家資分散の宣告を受け復權しない者
- 4、身代限りの處分を受け債務の辨償を終へぬ者

二、出願手續

試験の期日、場所及出願期日は、官報又は新聞紙に掲載されるから、受験者は、試験期日十四日前迄に、左の書類を受験願書に添付、試験施行局長迄差出すのである。

イ、履歷書

ロ、身分職業年齢及兵役に関する市區町村長の證明

ハ、受験資格中記載の一號但書、及三號、四號に該當する者は、其の復權又は債務の辨償を終へた證明書

三、試験科目

試験は、筆記にして第一次試験第二次試験の二種とし左の科目を行ふ。第一次試験に合格した者が第二次試験を受けることが出来る。

イ、第一次試験

- 1、讀書（漢文交り文）
- 2、作文（往復文記事文）
- 3、筆蹟（階行）

ロ、第二次試験

- 1、算術（筆算珠算）
- 2、地理（日本外國）
- 3、歴史（日本）

ハ、左の各號は、所要に依り其の一以上を選定の上課す。

- 1、外國語（讀方譯解會話書取）

- 2、簿記（官用簿記）
- 3、電氣通信技術（實地）
- 4、郵便及小包郵便に關する法令大意
- 5、郵便爲替貯金に關する法令大意
- 6、電信に關する法令大意
- 7、會計法及會計規則大意
- 8、刑法大意

第五章 官吏の權利（待遇）

官吏は一身を捧げて國家に忠節を盡すの義務があるのである。故に一面國家は官吏に對して、それに酬むる爲に充分な待遇方法を講じて居る。之即ち官吏の權利である。

一、身分上の權利

- (一) 官吏は其の官職を稱し、及其官職に相當する制服及禮服を着用することが出来る。官吏でない者が官名を詐稱したり、官吏の制服を着用すると處罰される。
- (二) 官吏は法令に定めた理由ある場合の外、其意に反して免官せられることはない。之は官吏の身分に對する一の保證で、文官分限令の定むるところによれば、官吏は

(1) 刑法の宣告、懲戒の處分又は文官分限令に依る場合の外、其の官を免ぜらるることがない。

(2) 官吏は左の各號の一に該當する場合の外、其の官を免ぜられることがない。

(イ)、不具、廢疾に因り又は身體或は精神の衰弱に因り職務を執るに堪えないとき
(ロ)、傷痍を受け若しくは疾病に罹り、其の職に堪へないに因り、又は自己の便宜に因り免官を願出でたとき

(ハ)、官制又は定員の改正に因り過員を生じたとき

右各項の中(イ)に該當するに因り免官するときは、高等官は文官高等懲戒委員會、判任官は文官普通懲戒委員會の審査に附して、免官すべきや否やを慎重にするのである。

而して行政官には休職の制度がある。休職とは官吏の官を免じないで、職だけを免ずるのである。例へば何々縣書記官某が休職を命ぜられると、内務部長に補されて居た場合には、その内務部長といふ職はなくなるが、何々縣書記官といふ官だけは存在

して居るのである。官吏休職中は月俸の三分の一を給される。休職中の官吏は高等官は二年、判任官は一年経てば休職満期となつて、自然退官者となるのである。ところが、此の休職の制度が近來非常に濫用されて、地方官などは内閣の代る毎にどしどし休職を命ぜられ、安心して職務に従事することが出来ないといふ弊害が續出した。之が問題となつて次第に地方官の身分保證の聲が大きくなり、政府としても黙つて居るわけにいかなくなつて、濱口内閣時代から其の方法に付て種々考案されたが、其の結果は次の犬養内閣を経て、齋藤非常時内閣の時に至つて、文官分限令の一部が改正され、同時に文官分限委員會なるものが出来て、官吏に休職を命ずるには、文官分限委員會の諮問を経なければならぬことにした。

文官分限委員會官制を次に擧げて見やう。一人の官吏に休職を命ずるにも、如何に取扱を慎重して居たかが覗はれる。

文官分限委員會官制 (昭和七年九月二十二日)
勅令第二百五十四號

第一章 文官高等分限委員會

第一條 文官高等分限委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ高等文官ニ關スル文官分限令第十一條第三項ノ諮問ニ應ジ意見ヲ答申ス

第二條 委員會ハ會長一人委員七人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 樞密顧問官 一人

二 大審院長タル判事

三 會計検査院長

四 行政裁判所長官

五 文官分限令ノ適用ヲ受クル勅任文官 三人

前項第一號及第五號ノ委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 委員會ニ豫備委員六人ヲ置ク

豫備委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 樞密顧問官 一人

二 大審院長タル判事 一人

三 會計検査院長 一人

四 部長タル行政裁判所評定官 一人

五 文官分限令ノ適用ヲ受クル勅任文官 二人

豫備委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 會長事故アルトキハ上席ノ委員其ノ職務ヲ代理ス

委員中事故アルトキ又ハ關員アルトキハ會長ハ同種ノ資格ヲ有スル豫備委員ニ代理ヲ

命ズ但シ同種ノ資格ヲ有スル豫備委員ニ代理ヲ命ズルコト能ハザル場合ニハ他ノ豫備委

員ノ中ヨリ代理ヲ命ズ

第六條 委員會ハ會長及委員ヲ併セ六人以上出席スルニ非サレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ委

員會ノ議事ハ出席委員ノ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長之ヲ決ス

第七條 第三條第二項第一號及第五號ノ委員並ニ豫備委員ノ任期ハ三年トス

第八條 委員會ニ幹事ヲ置ク高等官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

第九條 委員會ニ書記ヲ置ク判任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二章 文官普通分限委員會

第十條 文官普通分限委員會ハ左ノ各官廳ニ之ヲ置ク當該官廳ノ長官ノ監督ニ屬シ判任文官ニ關スル文官分限令十一條第三項ノ諮問ニ應ジ意見ヲ答申ス

一 内閣

二 樞密院

三 各省

四 朝鮮總督府

五 臺灣總督府

六 關東廳

七 樺太廳

八 南洋廳

九 會計検査院

十 行政裁判所

十一 警視廳

十二 北海道廳

十三 府縣

十四 朝鮮總督府道

十五 臺灣總督府州

十六 貴族院事務局

十七 衆議院事務局

前項ノ外各省大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ所轄官廳ニ文官普通分限委員會

ヲ置クコトヲ得

第十一條 委員會ハ會長一人委員五人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十二條 會長ハ當該官廳ノ長官ヲ以テ之ニ充ツ但シ内閣ニ在リテハ法制局長官、樞密院ニ在リテハ書記官長、各省ニ在リテハ次官、朝鮮總督府ニ在リテハ政務總監、臺灣總督府ニ在リテハ總務長官、關東廳ニ在リテハ内務局長ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ當該官廳ノ長官之ヲ命ズ

一 當該官廳部内ノ高等官 二人

二 當該官廳部外ノ高等官 三人

特別ノ事情アル官廳ニ在リテハ當該官廳ノ長官ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ受ケ前項第二號ノ委員ニ代ヘ當該官廳部内ノ高等官ヲ委員ニ命ズルコトヲ得

第十三條 委員會ニ豫備委員三人ヲ置ク

豫備委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ當該官廳ノ長官之ヲ命ズ

一 當該官廳部内ノ高等官 一人、

二 當該官廳部外ノ高等官 二人

前條第三項ノ規定ハ豫備委員ニ之ヲ準用ス

第十四條 會長事故アルトキハ上席ノ委員共ノ職務ヲ代理ス

第五條第二項ノ規定ハ委員ノ代理ニ付之ヲ準用ス

第十五條 委員會ハ會長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

委員會ノ議事ハ出席委員ノ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長之ヲ決ス

第十六條 委員及豫備委員ノ任期ハ三年トス

第十七條 委員會ニ書記ヲ置ク會長所屬官廳ノ判任官ノ中ヨリ其ノ官廳ノ長官之ヲ命ズ書

記ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第三章 手 續

第十八條 文官分限令第十一條第三項ノ諮問ハ勅任文官ニ在リテハ内閣總理大臣、奏任文官ニ在リテハ本屬長官ノ申請ニ依リ内閣總理大臣、判任文官ニ在リテハ本屬長官之ヲ行フ

第十九條 會長、委員及豫備委員ハ自己又ハ其ノ親族ニ關スル事件ノ會議ニ參與スルコトヲ得ズ

第二十條 委員會ノ審査手續ハ委員會之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(三) 嚴格な意味に於て官吏の權利と云ふことは出来ないが、官吏には次に述べるやうな恩典及特別の保護がある。

(1) 叙位及叙勳

高等官は任官と同時に其の官等に應じて位を授けられる。位階を授けられるは左の標準に因る。武官のそれと對比して見やう。

種別	位階	
	文官	武官
一等	從四位	中將
二等	正五位	少將
三等	從五位	大佐
四等	正六位	中佐
五等	從六位	少佐
六等	正七位	大尉
七等	從七位	中尉
八等	正八位	少尉

又年功及特別の巧績に因つて勳章を授けられる。特別の功績に因る場合は別として、年功に因つて授けられるは、勤続十二年以上になると、高等官三等以下は勳六等、高等官二等以上は勳三等を授けられる。其の後五年を経過する毎に一等宛昇叙される。年數の計算に付て判任官在職時代は二年を一年として加算される。判任官も永年勤続者には位階、勳等を授けられる。

(2) 官中の禮遇

官吏は其の地位に應じて官中に於て特別の禮遇を賜はり、參内を許される。在京の高等官は三大節の拜賀には官中に參内し、觀櫻、觀菊の御會に招かれる。高等官は官中席次令に依つて、官中に於ける席次が定まつて居る。

(3) 刑法上及警察上の保護

官吏は其の職務の執行に付て刑法上特別の保護を受ける。官吏の職務を妨害し、若しくは官吏を強要するが爲に之に對して、暴行又は強迫を加へた者は五年以下の懲役又は禁錮に處せられる。又、官吏が其の職務の執行に必要なときは、警察力の

保護を求めることが出来る。

二、財産上の権利

1、俸給

官吏の俸給の性質に付ては曩に之を述べて置いた通り、官吏たるの身分及地位を保持し其の體面を保たしめる爲めに國家が之を給するものである。従つて官吏は俸給を受ける權利を拋棄し、若しくは讓渡することが出来ない。又之を質權の目的とすることも出来ない。他人が全部之を差押へることも出来ないのである。

官吏の俸給は高等官、判任官又は其の官職の如何に依つて區別がある。左に之を示さう。

一、親任式を以て敘任する文官

12/5600

朝鮮總督府政務總監	樞密院副議長	行政裁判所長官	會計検査院長	關東長官	臺灣總督	檢察官	判事	特命全權大使	樞密院議長	朝鮮總督	各省大臣	内閣總理大臣
年俸	年俸							年俸	年俸	年俸	年俸	年俸
六、二〇〇圓	六、六〇〇圓							九、六〇〇圓	六、八〇〇圓	六、八〇〇圓	九、六〇〇圓	九、六〇〇圓

(遇待)利権の吏官

二、勅任文官(以下主なるものだけを掲げる)

- 帝國大學總長
- 製鐵所 長官
- 京城帝國大學總長
- 臺北帝國大學總長
- 北海道廳長官
- 內閣書記官長
- 法制局長官
- 各省政務次官
- 各省 次官
- 臺灣總督府總務長官
- 警視總監

年俸

一級 六、二〇〇圓
二級 五、八〇〇圓

年俸

五、八〇〇圓

(遇待)利権の吏官

- 資源局長官
- 社會局長官
- 專賣局長官
- 特許局長官
- 特命全權公使
- 大使館參事官
- 判事 大審院部長、控訴院長タルモノ
- 檢事 大審院檢事タルモノ、檢事長タルモノ
- 會計検査院部長
- 行政裁判所評定官 部長タルモノ
- 朝鮮總督府各局長

年俸

一級 五、八〇〇圓
二級 五、一〇〇圓

年俸

一級 五、八〇〇圓
二級 五、一〇〇圓
三級 四、六五〇圓

Handwritten notes: 12/2400, 12/5.8, 12/0.8

(遇待)利權の吏官

樺太廳長官
 南洋廳長官
 府縣知事
 朝鮮總督府道知事
 內閣恩給局長
 內閣統計局長
 內閣印刷局長
 各省參與官
 各省局長
 辨理公使
 總領事
 社會局部長
 造幣局長
 貯金局長

年俸
 一級 五、三五〇圓
 二級 四、九二〇圓
 三級 四、六五〇圓

年俸 四、六五〇圓

(遇待)利權の吏官

法制局參事官
 內務事務官
 銀行検査官
 稅關長
 稅務監督局長
 陸軍法務官
 海軍法務官
 鑛山監督局長
 遞信局長
 鐵道局長

年俸
 一級 四、六五〇圓
 二級 四、三〇〇圓

三、奏任官

奏任官の俸級は別表の通りであるが、その第一號表、第二號表、第三號表とは次の如き

12月15日
 15.900

諸官に對するものを云ふのである。(非常に多くなるから主なるものゝみを掲げる)

第一號表に依る諸官

- 内閣書記官
- 内閣恩給局書記官
- 内閣印刷局書記官
- 賞勳局書記官
- 樞密院書記官
- 各省大臣祕書官
- 外務事務官
- 社會局書記官
- 神宮皇學館教授
- 大藏事務官
- 判事

- 内閣總理大臣祕書官
- 内閣統計局書記官
- 法制局參事官
- 資源局書記官
- 樞密院議長祕書官
- 各省書記官
- 内務書記官
- 社會局事務官
- 警察講習所教授
- 銀行検査官
- 檢事

警視廳書記官(部長)
第二號表に依る諸官

- 外務理事官
- 土木事務官
- 關稅官
- 海軍事務官
- 少年保護司
- 鐵道局副參事
- 地方警視
- 裁判所書記長
- 帝國圖書館司書官
- 衆議院速記士

各府縣書記官(部長)

- 外務省警視
- 專賣局副參事
- 陸軍事務官
- 司法省事務官
- 通信事務官
- 地方事務官
- 典獄
- 典獄補
- 貴族院速記士
- 貴族院守衛長

(遇待)利權の吏官

特別俸
 一級 二級 三級 四級 五級 六級

一八〇圓
 一四五圓
 一二五圓
 一一〇圓
 九五圓
 八五圓
 七五圓

四、判任官俸給表(月俸)

十	十	十
二	一	
級	級	級
一、四七〇	一、三〇〇	一、一三〇
一、一三〇	一、〇五〇	
九七三	九〇〇	

(遇待)利權の吏官

別表
 衆議院守衛長

九	八	七	六	五	四	三	二	一
級	級	級	級	級	級	級	級	級
第一號表	第一號表	第一號表	第一號表	第一號表	第一號表	第一號表	第一號表	第一號表
四、〇五〇圓	三、六六〇	三、四〇〇	三、〇五〇	二、七七〇	二、四二〇	二、一五〇	一、八二〇	一、六五〇
第三號表	第三號表	第三號表	第三號表	第三號表	第三號表	第三號表	第三號表	第三號表
三、四〇〇圓	三、〇五〇	二、七七〇	二、四二〇	二、一五〇	一、八二〇	一、六五〇	一、三〇〇	一、一三〇
第二號表	第二號表	第二號表	第二號表	第二號表	第二號表	第二號表	第二號表	第二號表
二、七七〇圓	二、四二〇	二、一五〇	一、八二〇	一、六五〇	一、三〇〇	一、一三〇	九〇〇	九七三

七	級	六五圓
八	級	五五圓
九	級	五〇圓
十	級	四五圓
十一	級	四〇圓

特殊の判任官に對する月俸は右表に依らず、左の標準に依る。

(一) 警視廳、北海道廳、府縣、監獄判任官並稅務監督局屬、稅務署屬、專賣局書記及朝鮮總督府航路標識看守には、別表最低額以上二十圓迄の月俸を給することを得る。

但し港吏、港務醫官補、港務獸醫官補、港務藥劑手及府縣通譯は此の限ではない。

(二) 各廳警部補の月俸は四十圓以上八十五圓以下とす。

(三) 左に掲ぐる者の月俸は二十五圓以上八十五圓以下とす。

健康保險署書記補

各廳稅關監吏

各廳稅務吏
各廳森林主事
北海道廳河川監守

(四) 左に掲ぐる者の月俸は二十圓以上八十五圓以下とす。

貯金局書記補

簡易保險局書記補

各廳通信記補

各廳遞信書記補

臺灣總督府交通主事

右(一)(二)(三)(四)の判任文官最上級俸を受け、三年を超え、事務練熟優等なる者は特に月額十圓以内を加給することを得る。

尙判任官は其の受くる俸給額に應じて官等の定めがある。之を武官に比照すると左の通りである。

加俸には年功加俸と特に指定せられた地方に於ける官吏に対する加俸とがある。

(イ) 年功加俸とは年功に依つて加算される俸給である。高等官々等俸給令、判任官俸給表、公立學校職員年功加俸令等に於て詳細の規程がある。

(ロ) 特に指定せられたる地方に於ける官吏に対する加俸とは、朝鮮、臺灣、關東廳、樺太又は南洋に在勤する官吏に対する加俸、東京、大阪等特に指定された地の府縣知事の加俸である。後者は別として、前者に付て説明すれば、

朝鮮、臺灣、滿洲及樺太在勤者には、明治四十三年三月勅令第一三七號に依つて、判任文官は十分の五以上十分の八以内、高等文官は十分の五以内の加俸を給與されることになつて居る。高等官に付ては加俸率は一率であるが、判任官は大體左の標準による。

2、加俸

である。外交官及領事官の海外在勤俸、帝國大學教授の職務俸の如き之である。

准尉

判任官官等表

武官	判任官			官名等級
	二級俸	一級俸	特別俸	一 等
特務曹長	月俸九十五圓以上 下八十五圓以上	五級俸	四級俸	二 等
曹長	月俸八十五圓以上 滿五十五圓以上	八級俸	七級俸	三 等
軍曹伍長	月俸五十五圓 未滿	十一級俸	十級俸	九 級 俸

官吏の俸給には以上の外、職務俸及加俸の制度がある。

(1) 職務俸

職務俸とは本俸の外に、其の擔任して居る職務の種類如何に依つて加給されるもの

本俸	加俸
二級俸以上	本俸の十分の五
三級	本俸の十分の五、五
四級	本俸の十分の六
五級より七十六圓まで	本俸の十分の七
六級俸以下	本俸の十分の八
見習	本俸の十分の九

尙南洋廳勤務の判任文官に對しては本俸の十分の十二迄、高等文官に對しては十分の八迄を加俸される。

其他、朝鮮、樺太の陸接國境附近、臺灣の蕃地勤務の文官に對しては、右一般の加俸よりは、加給率が高く、且加俸以外に避險地手當等諸種の手當がある。

3、恩給及び退官賜金

官吏は一定の期間勤務するときは、退官に際して恩給を給與される。恩給には左の種類がある。

(1) 普通恩給

官吏が左の期間勤務して退官したるときは、懲戒又は刑罰に依つて退官したものでない限り恩給を給與される。

普通文官は十五年

武官は十一年

巡查、看守、警部補は十年

大臣は五年

右の年限は朝鮮、臺灣、樺太、關東廳、南洋等の殖民地に在官者に對しては、一年毎に六ヶ月を加算される。例へば普通文官は十年勤務すれば十五年勤務したと、なり恩給年限に達する。

在職年限が之に満たない場合でも、公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り、不具廢

疾となり退官した者は、等しく恩給を受けることが出来る。

普通恩給の金額は、退官當時の俸給額及在官年限に比例して定められるので、其の額は普通文官は退官當時の俸給年額の三分の一を最低とし、其れ以上在官年限を加ふるに従つて、一年に付俸給年額の百五十分の一を加へられる。例へば月俸百圓を受けて退官した者の恩給額は、十五年勤続とすれば、俸給年額千二百圓の三分の一即ち四百圓であるが、之が二十年勤続となれば千二百圓に百五十分の五を加へた額、即ち

$$\frac{1200}{3} + \frac{1200 \times 5}{150} = 440$$

四百四十圓となる。若し夫れが三十年勤続して高等官一等となり、假に六千圓の俸給を受けて居たとしたら、其の恩給額は

$$\frac{6000}{3} + \frac{6000 \times 15}{150} = 2600$$

二千六百圓となり、月額二百十六圓といふことになるのである。

(2) 増加恩給

公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り、不具廢疾となり、且所定年限勤続して退官した者に對しては、普通恩給額に加へて増加恩給を給與される。其金額は

(イ) 普通公務に因る場合

判任官 最低年額二四〇圓から最高年額七九二圓迄

奏任官 低年額三二〇圓から最高年額一、四四〇圓迄

勅任官 最低年額六四〇圓から最高年額一、九二〇圓迄

(ロ) 戦闘又は戦闘に準すべき公務に因る場合

判任官 最低年額三〇〇圓から最高年額一、〇八〇圓迄

奏任官 最低年額四〇〇圓から最高年額一、八〇〇圓迄

勅任官 最低年額八、〇〇〇圓から最高年額二、四〇〇圓迄

(3) 一時恩給

在官年數が恩給年限に達しないで退官した者には、一時恩給を給與される。其の